

環境社会配慮助言委員会

第21回 全体会合

日時 平成24年2月6日（月）15：00～17：41

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

午後3時00分開会

○河野 それでは、お時間になりましたので、これから第21回全体会合を始めたいと思います。

それでは、今日は議事を副委員長の長谷川先生ということでお願いいたします。

○長谷川副委員長 今日は村山委員長が、ちょっとご都合が悪いということで、私のほうで、代理で議事進行をさせていただきます。一応5時を目安に終了を予定していますので、よろしくご協力のほどをお願いします。

それでは、2-1の案件概要説明のほうをお願いいたします。

○小早川 それでは、ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン調査、こちらの――開発調査ですけれども――案件概要の説明をいたします。

私、JICA産業開発公共政策部電力課の小早川と申します。本日は課長の伊藤と概要のほうをご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、本件調査の背景ですが、ネパール全土で現在の発電設備容量が約690メガワットということで、このうち9割以上、92%ですとか93%を水力発電に依存しているという状況でございます。そのうち約85%は流れ込み式水力発電所、貯水池を持たない水力発電所によって賄っているということでございます。貯水池がないため河川が流れるに従って発電をするということで、河川流量が減る乾季には供給力がかなり減ってしまうことから、ネパールの国内で電力供給不足を引き起こしているといった状況にあります。このため、現状、最大1日16時間程度、計画停電を余儀なくされておまして、生活環境、経済活動の大きな支障となっているといった状況でございます。これに加えまして、地方電化率のほう30%そこそこということで、国として電力が圧倒的に足りていないという状況でございます。

ネパールはヒマラヤ山系に属するということもあり、水力資源自体は豊富にございまして、こちらを活用しつつ、増大する電力需要に対応していけないかということで、貯水池のある水力発電所の建設を進めていきたいというのが同国の政策でございます。国家開発計画、現在は暫定3カ年計画ですけれども、こちらの中でも早期開発の必要性がうたわれています。また、2008年にEnergy Crisis Management Action Planという行動計画を策定しており、このなかで10年間で1万メガワットの水力発電の開発を目指しています。現状の開発状況に比べるとかなり野心的な数字ではあるんですけれども、政府としては可能な限り水力資源を活用していきたいといった政策を立てております。

こうした背景のもと、ネパール政府からネパール全国を対象とする本件調査に係る要請が上がってきました。ちょうど北辺がヒマラヤで、南に行くに従いまして標高がなだらかになっていくということで、北のほうは非常に険しい山があつて、技術的にも貯水式の水力発電所をつくるのが難しいと。南部のほうもかなり地盤が緩いということで、なかなか難しいというふうに言われておりまして、今ネパール国が独自にリストアップしている有望地点というのが、ちょうど中央部分、東から西にかけてちょうど黄色の星印で示したようなところに分布しているといった状況でございます。これは本当に情報があるものからあまり十分とれていないものまでいろいろ含まれているんですけども、もし貯水式の水力発電所の開発の必要性があるということであれば、こういったところの候補地をさらに絞り込んでいくといった作業が必要になります。ネパールでは地質面ですとか環境社会配慮面で難しい点がございまして、ネパール政府としては日本からの技術協力のもと進めたいということで、マスタープランの策定を要請してきたというものでございます。

調査の目的は、ネパール国における国内需要に対応した貯水池式水力発電マスタープランの策定を支援するというもので、2013年度から20年間にわたる計画を立てるものです。対象地域はネパール全土、相手国実施機関はネパール電力庁NEAという組織です。

調査内容は大きく3段階にわけておりまして、一つ目の段階で電力開発計画を策定します。ここしばらく電力開発計画がアップデートされていないということですので、ネパールのほうで検討しているIPPを導入して民間資金を活用していくといった方針や、インドからの電力輸入の計画といったものを考えつつ、供給力と需要の想定、今後20年でどれだけ需要が伸びていくのかといったところを見まして、その差といいますか、必ずしも既存の電力供給計画で賄い切れない部分というものがあれば、そこを貯水池式水力発電というところで賄っていくことの必要性、代替電源を含めた必要性というのをもう一度確認するというのが第1段階でございます。

第2段階としまして、仮に貯水池式の水力発電所の開発が必要であるということになれば、先ほど地図でお示しましたような候補地から絞り込んでいくといった作業が第2段階でございます。現在、ネパール側からロングリストということで候補地点、65地点が出てきておりまして、最終的にはこちらを5地点前後をめどに絞り込んでいくといったことになります。追って、こういった形で絞り込んでいくのかといったところをご説明いたします。

それと、3段階目としまして、大体絞り込んだ有望地点について、もう少し詳しい諸元

ですとか概算事業費、開発時期、優先順位、資金調達方法、留意点などを整理していくと
いったところまで、ここまでを今回の調査で実施するというものでございます。

環境社会配慮事項のほうですが、今回、貯水池を伴う水力発電所の開発ということで、
環境社会に大きな影響が及ぶ可能性が考えられますので、慎重にこのあたり配慮して進め
ていきたいと考えております。

具体的には、一つ目といたしまして、先ほど申し上げたとおり、第1段階の電力開発計
画策定の部分で代替電源の可能性なども検討するといった点でございます。

二つ目といたしまして、複数の候補地点を絞り込んでいく過程で自然環境、社会環境へ
の影響といったものを考慮していきます。今後、助言委員会で皆様からいただいた意見で
すとか、あるいは現地でステークホルダーミーティングを開催しますので、その中で出さ
れたコメントを踏まえて、絞り込みの方法はブラッシュアップしていく予定ですが、現時
点で例えば考えられる評価項目として、ここに記載しております自然保護区への影響、生
物多様性への影響、貴重動植物への影響、生活地への影響、生計手段への影響、少数民
族への影響、観光への影響等があります。こういった項目について幾つかの視点から評価を
して、その中で影響が小さいと考えられる候補地について、有望サイトとしてのリストア
ップを検討していくといった手順を考えております。

これ以外にも技術的な難しい点がございまして、例えば地すべりがいかとか、あと
堆砂の問題ですとか、氷河湖の決壊のリスクもありますので氷河湖の位置ですとか、そ
ういった幾つかの基準をあわせて検討して有望サイトを絞り込んでいくといった調査手
順を考えております。

これらの評価基準が、マスタープランでいいますところのスコーピングの案ということ
になります。現在、調査団のほうが現地に入っておりますので、2月いっぱいでは電源
開発計画の見直しを行いまして、それとともにどういった基準で絞り込んでいくのかとい
った案が提示される予定ですので、こちらをワーキンググループのほうで皆様にお諮り
をするといった、3月19日ですけれども、そういったスケジュールで進めていきたいと考
えております。

来年度につきましては、実際にスコーピングに沿って、基準に沿って有望サイトを絞
り込んでいくという段階に入りますので、それが恐らく2012年の12月に終わるとい
うことで、リストアップされた有望地点を再度ステークホルダーミーティングにかけ
ます。その後、第3段階ということでマスタープラン策定段階に入りますので、その
結果を取りまとめた

ドラフトファイナルレポートをステークホルダーミーティングにかけまして、その結果をもう一度助言委員会の皆様にお諮りするといったようなスケジュールを考えております。

環境カテゴリにつきましては、本件、サブプロジェクトとして貯水池式の水力発電所を含むということで、カテゴリAとなっています。2009年度案件として要請されておりますので、旧ガイドライン、2004年4月のガイドラインに沿って進めて参りたいと考えております。

原課からは以上でございます。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

ご質問——はいどうぞ。

○石田委員 スケジュールのところで、現地調査が今ちょっと概算計算しても4カ月半ぐらいですよ。調査全体がかなり長きにわたるのに現地調査がこんなに少ないというのは、何か理由があるんですか。教えてください。

○小早川 そうですね。ここに国内期間というのはあえて書いてないんですけれども、国内で作業する期間が一定程度ございます。加えて、6月から10月ぐらいまでネパールで雨季ということでかなり、実際現地へ行ってもなかなか……

○石田委員 ああ、だから調査ができないわけですね。

○小早川 はい。

○石田委員 了解しました。ありがとうございます。

○長谷川副委員長 はいどうぞ。

○松下委員 調査の背景について確認したいんですが、ネパール全土の発電設備容量は690メガワットと書いてありますが、電力需要はどれぐらいでしょうか。

○小早川 電力需要のほうは乾季の一番ピークで830メガワットぐらいです。2009年の数字があるんですけれども、830ぐらいありまして、その段階では発電量が420メガワットということですので、恐らく200～300メガワットの供給力不足というのが最大であるといった状況です。

○松下委員 あと、将来の電力需要の予測はどういうふうにされているんでしょうか。

○小早川 電力需要予測ですが、ネパール独自にやっているものが、アップデートされていない状況です。具体的な予測方法については今現地を確認しているところでございます。

○松下委員 ありがとうございます。

○谷本委員 ちょっと根本のところを教えてください。二・三点あるんですが。

今までネパールの場合、流れ込み式ですよ。ということは、ダム式をやらなかったというのは、地盤とかそういういろんな問題がある。じゃ、なぜ今回ダム式に取っかかるのかと。これが一つですね。

それから、やっぱりダム式にすれば、ヒマラヤのあの造山運動でぐちゃぐちゃになった地盤ですよ。地質というか。本当にダムのほうは大丈夫なのかなというのがちょっと気になる場所ですね。確かに問題点として地すべりとかおっしゃっていましたがけれども、このあたりちょっとどういうことかということをお教えください。

それから、影響のところ、自然環境へのところを3ポイント挙げておられますけれども、やはり地すべり、地盤の問題は大きいと思います。このあたり、やはり自然環境へというところで、技術面のみならず調べてほしいところですね。氷河湖の融解問題もあると思いますけれども。

それから、ダムつくれば、やっぱり微気象に影響を与えると思うので、こういうのをネパールの場合どうなのかということは気をつけてほしい。水面、水たまりますから。水が蒸発していくということで影響を与えると思いますから、このあたりも注意してほしいなと思うところですね。

それから、最後になります。優先順位をマスタープラン策定のと看にということて書いておられましたけれども、できるだけ早い段階でこの優先順位決めるというクライテリアを示してほしいと思います。ケースケースによっていろいろあって、他の事例で、前回は石田先生が孤軍奮闘されて、もうわからんという基準がありましたのでね。クライテリアは本当にきちんと示してほしい。

以上です。

○小早川 ありがとうございます。

ネパールでこれまで貯水池式の発電所というのは一つしかできていません。この背景として、ご指摘のとおり技術的に地盤ですとか地質の部分で非常に難しいという点もあるのですが、ネパール政府が進める民間資金（IPP）による発電施設の整備促進政策の影響も若干あるように言われております。実際には民間セクターが入って、投資資金をすぐ回収しなきゃいけないということで、リスクの高い貯水池式よりも割と簡単にできる流れ込み式を選択するといった点ですとか、あと、民間セクターが開発する場合も基本的に住民移転などの配慮を民間セクターがリスクを負ってやっていかなきゃいけないといった制度になっていますので、そういった点でもIPPベースですとなかなか貯水池式というのを選択

しないといったような状況があるというふうに伺っております。

今回、いろいろ難しい点はあるつつも、やはり先ほど申し上げましたとおり、需要に圧倒的に発電が追いついていないということもあり、需要自体も伸びているので、ここでやはりマスタープランをつくって、開発できる有望サイトがあれば、環境社会配慮上の留意点を最小限にしたうえで、有望サイトがあれば拾っていくといったタイミングに来ているのではないかとこのように考えております。

それと、本当に技術的に大丈夫なんでしょうかというお話で、確かに地震ですとか堆砂の問題などございますので、なかなか実際に経済的に有効な手段としての貯水池式水力発電所が本当にできるかどうかというご懸念はもっともあると思いますので、そのあたりについては、今回の調査団に地質の専門家にも入ってもらいまして、実際に有望サイトを絞り込んでいく過程でその部分を十分配慮して、とても難しいとなった場合は、そういった候補地点というのを外していくということで、絞り込んでいく過程からその辺の技術的な難しさというところも目配りをして進めていきたいというふうに考えております。

あと、ご指摘ありました地すべり、氷河湖の問題ですとか水の蒸発の点、あとクライテリアを早く示してほしいといったご要望につきましては、了解しましたので、今後ワーキンググループなどでなるべく早くお示しをしていくようにしたいと思います。

○長谷川副委員長 どうぞ、満田さん。

○満田委員 この調査の背景に、ネパール政府が10年間で1万メガワットの水力開発を計画としていまして、一方、この調査においては今後20年にわたる電力開発計画を策定のうえというふうになっているんですね。恐らく皆さんも同じことを懸念されているかもしれませんが、ネパール政府が行け行けどんどんで無理な水力発電計画を推進しようとしていると。今まで技術的に難しいとされてきたダム式にも手を出して全国的に展開しようとしているというところに対して、今後マスタープランで行われる電力開発計画はこのネパール政府の10年間で1万メガワットというものが適正なのかどうかというようなことはきちんと評価されるんでしょうか。

この有望プロジェクトの選定ということで、65地点から何地点になるのかよくわかりませんが、ネパール政府の目標、これに沿った形で支援していくのでしょうか、それとも、そうではなくて、電力開発計画20年間のこのものに沿っていくんでしょうか。

最後に、最も適していると結論づけられた事業であっても、いろんな事情でこれはやめたほうがいいという結論もあると思うんですね。そういうようないろんな地盤の問題とか

堆砂の問題とかいろいろあると思うんですが、そういった中で、とにかく何もしない、他の代替案を提案するというようなことも考えられるのでしょうか。ちょっと理念的な質問で申しわけないんですが、お願いします。

○小早川 ありがとうございます。

ご懸念のどこまでネパール政府の野心的な計画に沿った計画を立てていくのかということですが、2008年、20年間で1万メガワットという計画を立てて、その1年後に20年間で2万メガワットという計画を立てていて、かなり政治的な色もある数字ではあるというふうに理解しております、ここで一応数字は出させてはいただいたんですけども、必ずしも技術的、環境社会配慮面の個々の事情まで含めたうえでの計画、数字とはなっていないというふうに理解しております。あくまで、ここに引きずられるというよりも、もう一度この調査の中で見直した電源開発計画、需要ですとか、あと現実性の高い電力供給計画、こちらのほうに沿って現実的なところでの計画を立てていくといった方針でございます。

クライテリアのほうですが、SEAの採用ということで、マスタープランの場合、ゼロベースの計画というのも代替案として入れることにガイドライン上となっておりますので、そこはゼロオプションについても代替案として設定したうえでマスタープランを策定していきたいと考えています。

○長谷川副委員長 どうぞ、谷本委員。

○谷本委員 もう一つ教えてください。調査の概要で、貯水式水力発電所、100メガから300メガ、これは1カ所。1カ所で。

○小早川 大体の規模感はそうですね。

○谷本委員 ああなるほど。わかりました。雨季の発電電力量ですね。

○小早川 そうですね。

○長谷川副委員長 はいどうぞ、二宮委員。

○二宮委員 すみません。今の満田委員のご質問に関連して確認なんですけれども。そうしますと、ここで行われる今後20年間にわたる電力開発計画を策定という議論の中では、いわゆる水力以外のことも含めてトータルに議論するという理解でよろしいのでしょうか。

○小早川 そうです。

○二宮委員 いいわけですね。

○小早川 火力ですとか。

○長谷川副委員長 ということは、普通はこの1段階目の電力開発計画というのがあって、

そこに盛り込まれているいわゆる水力発電についてやっていくということがあるんですけども、今回の場合は他の電源も含めて1度開発計画をつくってみるということになりますよね。

○小早川 はい。

○長谷川副委員長 改めて、二つ目、三つ目のステップで水資源のほうだけやってみるということで。先ほどから言っているSEAとかそれからクライテリアというものは、どうなんですか、この最初の電力開発計画にも当てはまるし、それから2段階、3段階目の水資源のほうにも当てはまると。両方考えながらつくられるということですかね、スコーピングは。

○小早川 はい。なるべく上流段階から、代替案も含めて比較検討していくといった形で調査を進めて参りたいと思います。

○長谷川副委員長 わかりました。

○松行委員 すみません、1点教えていただきたいんですが。ガイドラインでは自然保護区域内ではプロジェクトをやってはいけないというのがあると思うんですが、5ページのクライテリアの中で、自然保護区への影響のところ、例として自然保護区内か否かというのがあるんですが、そうすると、候補地点で自然保護区域内の候補地点というのは選ばれる可能性があるという理解でよろしいのでしょうか。

○小早川 そうですね。ここの書き方ですと、自然保護区域の中のサイトも候補として残るような書き方にはなっておりますが、開発が非常に難しい、例えば非常に環境影響が大きい案件なんかは、リストから落としていくというような作業を考えていますので、今回もネパールの保護区の中に候補地があるという場合は、恐らくもうこの段階で落としていくといったようなことも考えられるのではないかというふうに思います。ちょっと具体的にどういった候補サイトが幾つぐらい保護区域の中に入っているのかという、その辺の基礎的な情報も今持ち合わせてないので、そこで確実にこうしますということは今の段階ではちょっと申し上げられないんですけども、貯水池のある水力発電所ですので、もしかかってくる場合というのはプライオリティーを下げるか、検討しないということもあり得ると思います。

○長谷川副委員長 よろしいですか。

時間の制限もありますが、もう一つぐらい、もしいらっしゃれば。よろしいですか。

それでは、二つ目、2の2のスケジュールの確認のほうをお願いしたいと思います。

○河添 事務局のほうから。2の2のスケジュールの確認ですけれども、アジェンダの裏の別紙1のほうをご確認いただければと思います。

2月の10日のほうから念のために確認させていただきたいのですけれども、2月の10日にジャカルタの都市高速鉄道、これは既に決まっていらっしゃるとおりで、石田先生、作本先生、武貞先生、谷本先生、松行先生。ご都合はこれでよろしいですか。

あと、その次に3月の19日、ネパールの本件ですね、貯水池式水力発電。予定からいくと、石田先生、幸丸先生、長谷川先生、満田先生、この4名になりますが、よろしいでしょうか。

○谷本委員 入れてください。

○河添 谷本先生。

○谷本委員 大丈夫だと思いますので。ちょっと気になるところが。

○河添 はい。では、谷本先生、二宮先生。6名の方ですね。はい、わかりました。

あと、23日ですけれども、これ、実は2件あります。1件が既に割り当てがありますけれども、オモンのコンバインドサイクル、武貞先生、早瀬先生、日比先生と平山先生でございます。

あともう一つ、ボホールの空港の案件もこの23日にワーキンググループを行いたいというものです。すみません。その意味では、スコーピング案のときに、右の備考欄のところにありますとおり、ご検討をいただいた委員の方は、日比先生と石田先生、谷本先生、長谷川先生、福田先生と松下先生、松行先生。この中で本件の空港の案件も担当していただける方を探したいのですけれども、いかがでしょうか

○石田委員 ボホールの案件、参加します。

○河添 ありがとうございます。石田先生。石田先生と谷本先生と松下先生とあと作本先生もよろしいですか。松下先生と作本先生。では、この4名の委員の方でお願いします。今から調整になりましたけれども。

あと、念のため4月ですけれども、4月9日に全体会合の第23回、これは月曜日、金曜日、月曜日、金曜日ということで、ローテーションで全体会合を開いていて、2日かあるいは9日かという選択肢だったのですけれども、4月2日は年初ということでもあり、9日のほうで全体会合を予定したいのですけれども、皆様のご都合はいかがでしょうか。

あと、念のためですけれども、学校のご都合など、そろそろ決まっているのではないかと思います。これまで、月曜日と金曜日で今までローテーションでワーキンググループあ

るいは全体会合をやってきたのですけれども、もう一回見直しをしたほうがよろしいでしょうか。そのあたりは皆さんのほうからご意見をいただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○長谷川副委員長 いかがですか。例えば私などは、もう月曜日に固定しまして来年度の授業も組んでおります。そういう先生方も多分いるかと思うんですが、やはり来年度はちょっと変えているという先生方がいらっしやいましたら、いかがでしょうか。

○河添 あるいは、こちらのほうからもう一度確認させていただくということで進めましょうか、来年度の計画を。わかりました。

では、日程の調整としては以上でございます。どうもご協力ありがとうございます。

○長谷川副委員長 どうもありがとうございました。

今おっしゃられたように、また委員の先生方に問い合わせがあると思いますので、よろしくをお願いします。

それから、3月の23日などに何件か入りまして、立て続けに担当していただける委員の方々もいらっしやるようなんですが、どうぞよろしく願いいたします。

このスケジュールに関して何かございますか。改めてこの辺に名前を入れてもいいという、あるいはぜひ今の時点で外してもらいたいという先生がいらっしやれば。

○田中副委員長 よろしいですか。

このことじゃなくて、4月の全体会合のことですね。事前に送っていただいたファイルでは、4月2日が全体会合じゃなかったですか。

○河添 ええ。そうですね。

○田中副委員長 私、手帳を持ってきてないので確認できないのですが、変更されるんですか。

○河添 4月の2日というと、例えば議事録の業者の方をお願いするにしても、年度の初めということで契約の締結と履行のタイミングで問題が生じる場合もありそうです。また、3月23日にワーキンググループがあり、その助言の取りまとめの時間を勘案したほうがいいのかなどというところもあり、4月9日で調整を図りたいのですが、いかがでしょうか。

○田中副委員長 4月は真ん中に来ると、もう授業が始まるかなと思って、今気になったところなんです。

○河添 なるほど。9日だと春休みは終わっているのですか。

○田中副委員長 ええ。もう始まっている。

○河添 始まっているんですね。

○田中副委員長 ええ。ですから、早いほうが出席はしやすいということですね。

○河添 なるほどですね。

○田中副委員長 送っていただいたのは、確か2日だったなと思ったもので。

○河添 3月26日のワーキンググループの予定等々を勘案すると、9日のほうが良いのかなという感じもありましたので。ご相談申し上げたのですが。

○長谷川副委員長 先生方でやはり9日のほうがよりよかったという先生もいれば、最初の予定どおり2日の——入学式などがあったりしますんでね。この場でどのぐらい都合がいいかお聞きしましょうか。

○河添 そうですね。

○長谷川副委員長 じゃ、念のため参考ということで、従来どおり4月2日のほうがよろしいという先生はどのぐらいいらっしゃいますか。手を挙げていただければ。

圧倒的に——圧倒的でもないかな。半分以上が9日のほうがということですかね。

じゃ、9日はどうですかね。9日のほうが都合のいいという先生は。

○谷本委員 9日のほうがいい。

○長谷川副委員長 ええ。9日のほうが。

手をお挙げにならなかった先生はどちらでもいいということでしょうかね。

その事務的な業者のことはなかなかやはり難しいわけですか、4月2日というのは。

○河添 そうですね。1日が日曜日ですよ。2日から新しい年度が始まるのですが、そういう意味では、議事録作成業者との契約を結ぶタイミングと履行の期日が微妙なので、事務的な話で申しわけないんですけども。

○長谷川副委員長 いかがいたしましょうかね。しょうがないですね、これ。

○松下委員 もし、時間を少しおくらせていただけると、多少。

○河添 わかりました。

○松下委員 3時からとか3時半。

○河添 はいわかりました。

○長谷川副委員長 他にいかがですか。

一応9日ということで進めさせていただいて。ということでご了承いただけますかね。

じゃあ、そういうことでまたお知らせをお願いします。

○河添 ありがとうございます。

○長谷川副委員長 スケジュールに関してはよろしいですか、とりあえずは。

○岡山委員 すみません、一つ。

○長谷川副委員長 はいどうぞ。

○岡山委員 すみません。3月の5日、9日、12日なんですけど、こちらというのはどういう予定になりそうなんですか。

○河添 3月の12日……

○岡山委員 ごめんなさい。3月5、9、12の予定となっている、いわばワーキンググループは。

○河添 5、9、12ですか。

○岡山委員 16もですね。

○河野 5日はもうキャンセルです。9日、12日はまだ予定が入る可能性があるということで、1か月前に予定が入らなければ、日程はキャンセルさせていただきます。すみません。

○岡山委員 わかりました。ありがとうございます。

○田中副委員長 5月以降も、そうすると月、金で会合を設定する。それから、基本的には全体会合も交互にやると。そういうことでよろしいんですか。

○河添 はい。今のところはそのように。1度、皆さんにアンケートをとってみようと思っているんですね、年度も変わるので。そういう意味では、その結果次第では、例えば水曜日とかに設定する可能性もあるかもしれませんので。1度調整をしてみます。

○長谷川副委員長 それじゃ、その辺の連絡、こまめをお願いします。

○河添 承知しました。すみません。

○長谷川副委員長 なるべく早い時点でということをお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、次の議題にいけます。ワーキンググループの報告、確定に参りたいと思います。

1件目は、オモンコンバインドサイクルという案件で、主査の原嶋委員のほうからお願いいたします。

○原嶋委員 それでは、お手元の資料に従いましてご報告します。

この事業は、事業名どおり発電所の建設でございますけれども、2点ほど留意する点がございまして、一つは、ここに事業名に3号機とあるとおり、この事業サイトそのものに五つの発電所、発電のプラントを建設することが想定されていまして、実際に一つについては稼動していると。あと、その他については現在計画が進行中ないしまだなかなか進ん

でないということで、今3号機について今回議論するというございます。これが1点目。

2点目が、この事業の特性として、実は結論から言ってしまいますと、EIAと住民移転が既にすべて完了したうえでJICAの手続に入っているという、特殊性といえますか事情がございます。そうしたうえで、今回この事業をJICAのガイドラインとの関連でスコーピング手続として助言をさせていただいて、この後、先ほど話がございましたけれども、3月の……

○長谷川副委員長 23日ですね。

○原嶋委員 23日にドラフトファイナルレポートについてご議論をいただくということになっておりまして、こういった前提で幾つかお話をさせていただきます。そういった位置づけにしたものについては、また後ほどちょっと事務局から補足していただいたほうがよろしいと思いますので、お願いします。

全体については、お手元の資料の2ページから3ページについて助言をまとめさせていただいております。個別の問題としては、かなりサイトについては特定されているわけですが、敷地内でのいろいろな選択肢、工夫などをするようにということで、代替案の検討について二つの点について助言をさせていただいております。

あと、個別の項目としては、土砂がかなり出ますのでその問題、あと塩素の注入の問題、温排水の問題、廃棄物の問題、地下水の問題、こういった問題について十分確認をするようにということで助言として盛り込んでおります。

あと、既に稼働中の発電所でも行われているようですけれども、地域の住民といえますか、女性の方に仕事の機会を提供して、発電所サイト内で働いていただいているようなので、こういったことを今回の新しい発電所でも同じような配慮をするようにということとを背景に、地域社会への配慮ということで8番目に盛り込んでおります。

あと、個別の環境配慮については、大気汚染の問題、悪臭の問題、科学物質の問題、景観の問題、電波障害の問題。あと、あまり議論の中では深刻ではないというふうに資料をしましたけれども、マングローブなど希少種の現状についてよく確認をしていただくということをお願いしております。

先ほど申し上げたとおり、EIAについては一応ベトナムの国の法律の手続に従って完了をしておりますので、そういったことを踏まえてさらに調査が必要かどうかについてまた確認をしていただいて、次のドラフトファイナルレポートの段階で確認をしていただくとい

うことが必要かと思えます。

1点問題は、一つは住民移転が既に完了しているわけでありませけれども、14番、15番、16番にちょっと若干重複があるんですけども、それぞれ個別で記載させていただいてませけれども、既に住民移転は完了しております。ただ、数年前、多分4年ぐらい前にADBの主導で——それはなぜADBかという、隣のサイトがADBによってファイナンスされていることが予定されていて、住民移転というか用地取得についてはADBが一括してやったといういきさつがあるようですけれども、その住民移転の手續において若干、記録上補償が完了していないとか補償が遅れているなどというような、ある種の苦情というのが記録として残っておりますので、時間が経過しておりますので現在の調査団の把握しているところでは特に、いろいろなことが進んでいるということですが、もう一度念のために次回のドラフトファイナルレポートの段階でよく確認していただく必要があるかということで、記載をさせていただいています。

もう一点問題は、17番にございますけれども、EIAが一応相手国のルールに従って完了しているわけですが、JICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手續がきちと履行されているかどうかについてももう一度確認をする必要があるということをお助言として盛り込ませていただいております。これについては、実質的にそういった中身の手續がとられているかどうかというのを次回のドラフトファイナルレポートの段階までに情報を整理していただいて、ご提供いただくということを期待しておりますので、またその段階でご確認をいただきたいということです。

あと、モニタリングについての助言を18番に入れております。

以上、全体がこういうことで、ちょっとそのいきさつというか、こういう位置づけにしたことについて若干補足だけお願いしておきます。

○河野 2点、今、原嶋委員のほうからお話がありましたけれども、EIAの件とあと住民移転の件ですね。

EIAにつきましては、ベトナム側が既に準備して、承認されています。今回の協力準備調査において我々はもう一度そのEIAをレビューして、仮にJICAのガイドラインと比較して不足している点があれば追加的に調査を行うということで、今回の調査を実施したものであります。結果としては、今のところ調査団から聞いている限りにおいては、それほど問題がないということですので、大きな変更はなかったということになるかと思えます。いずれにしても、その点はドラフトファイナルレポートの中でご報告させていただく

ということになります。

住民移転ですけれども、これは既に終わっているということで、ガイドライン上どういうふうな処理をしていくかになります。ガイドライン上、住民移転についてはどのタイミングで行っているかということは、明記はされていないということです。他方、世銀のセーフガードポリシーではこの点について、遡及的に実質的なセーフガードポリシーとの乖離がないことを確認するということが規定されております。ガイドラインはご存じのように世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離はないことを確認するとなっておりますので、この実施済みの住民移転についても、我々としては世銀と同様に事後的にJICAのガイドラインがおおむね満たされているかどうかということを確認することを考えているということになります。

それで、本事業についてはどうするかということなのですが、これは先ほど原嶋委員のほうから話がありましたとおり、アジア開発銀行がオモンの第4号機、これについて既に審査を行って、理事会もおとしています。このオモン4の中で、オモン3の住民移転も含めて調査を行っています。ADBも、実は彼らが審査を行った時点では住民移転は既に完了済みまして、彼らの中で規定に基づいて、ここに15番に書いていますとおり、「Due Diligence Report」という事後的に確認をしたというレポートを作成しているということになります。従いまして、我々の今回の作業としては、このADBの「Due Diligence Report」をもう一回レビューして、ADBなどからヒアリングを行ったうえで必要があれば、もし仮にガイドラインとのギャップがあれば、その点について先方政府に申し入れを行っていくということを考えているということになります。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

私もこのワーキンググループには加わらせてもらったんですが、これはひょっとしたドラフトファイナルレポートへの助言じゃないかと思ったんですね。前にもらった調査工程もかなり前に本当はスコーピング案をやっているはずですし、そういう意味では、工定表で今のタイミングがドラフトファイナルレポートだったんですね。先ほどの新しいスケジュール表を見て、ああ、これ3月にやるんだなということで、改めて確認できたわけですが。

いかがでしょうか。今の原嶋委員からおおよその話は——はいどうぞ。

○松本委員 この委員、ワーキンググループではないんですけども、ちょっと。原嶋先生に質問ということになってしまうと思うんですが、既にEIAがあった場合に、これはど

ういうふうに対応されたかということ伺いたいのは、ガイドライン上、環境アセスメント報告書には、地域住民などとのステークホルダー協議については必要に応じて行われるべきであるとか、望ましいという、そういう書きぶりです。しかし、協力準備調査のプロセスとしてはステークホルダー協議はしなければならないわけです。従って、今回助言をされるときに、具体的にいくと17番に書かれているのは、これはどうも別添2の環境アセスメント報告書の要件に沿った場合は、これは「望ましい」だから、確認をして、実態がどうだったかというレベルでいいのかもしれませんが、もし本体のこの協力準備調査のステークホルダー協議だとすれば、もしなされていなければ、しなきゃいけないというふうに思うんですが、このあたりはどのようなご議論だったんでしょうか。

○原嶋委員 今の点については、先方の政府のEIAの手続に従ってステークホルダーミーティングはしているので、それがきちっとJICAのガイドラインに沿った実質的な内容があるかどうかを次の段階までにきちっと情報を整理して、確認をしていただくということで、こういう形になっています。ですから、ちょっと言葉の表現が若干変える必要があればまたアドバイスいただければいいと思いますけれども、前提としては、その2回でしたっけね、する必要があると。調査団としては、一応それに相当するものは実施されているということは確認しているけれども、それを情報としてきちっと出していただいて、3月の23日かにもう一度明確に確認していただくということで。実は、その報告書の中にもそういういった種類のことは情報として出ていたんですけれども、もう一度確認のためにやって確認をしたいということで、ちょっとあえてこういう17番というのを書いております。

○松本委員 つまり、じゃあ実施されているかどうか確認することで、もしされていない場合はドラフトファイナルまでの段階で行うことですね。つまり、この書きぶりだと、重大な評価の変更がなければ、何かやらないでいいかのように読めたんですが。

○原嶋委員 実施されていると。さらに大きな変化があれば、さらにもう一回やる必要があるんじゃないかということで、これは前提としては2回は最低やっていただいて、さらにそれ以降大きな変化があれば、さらに追加開催も必要じゃないかということで——あっ、そうか。言葉の表現としてはちょっと誤解を招く表現があったかもしれませんが、前提としては2回はやっていただくということを前提であります。

○松本委員 つまり、本来はじゃあ、この確認すること、もし実施されていなければ、まず行うこと、かつ、重大な評価の変更があればということですね。

○原嶋委員 そうですね。そういうことです。

○松本委員 わかりました。

○原嶋委員 もし仮に、JICAのガイドラインに実質的に沿ったステークホルダーミーティングがされていないと次回のワーキンググループで判断されることがあれば、これはコンプライアンスの問題なので、しっかりもう一度助言委員会としては議論をする必要があるかと思います。ちょっと言葉の表現が、もし変える必要があればアドバイスいただければと思います。

○長谷川副委員長 今の17番の表現ですけれども、後で検討するということですかね。一任してよろしいですかね、この表現の変更がもしあるかどうかという。

○松本委員 今確認したところでは、実施されていない場合は実施すると。さらに、重大な評価の変更があった場合はということですよ。

○原嶋委員 追加ということですね。

○松本委員 はい、わかりました。

○河野 今、松本委員からご指摘があった点ですけれども、我々としては、ベトナムのEIAの中でガイドラインを満たすような要件が満たされていれば、それでよしとしたいと思っています。今回調査をやるわけですが、そこでは必ずしもステークホルダー会議をやらなくてもあり得るのかなと思っています。それは、もともとのEIAがしっかりしていて、我々としてレビューした結果、さほど大幅な変更が必要ない場合、その場合にはガイドラインの要件は既に充足されていますので、改めてステークホルダーミーティングをやらなくてもいいのではないかと考えます。仮に、スコーピング段階あるいはドラフトファイナル段階でベトナムのEIAとの間に重大な違いがあった場合には、住民に説明して、そういった問題点についてレポートへ反映する必要があると考えます。ただ、ベトナムのEIAがしっかりしていれば、さらにベトナムのEIAの段階で十分ステークホルダー会議がやられているのであれば、今回の調査の中では必ずしも必要じゃないんじゃないかと考えております。

○松本委員 よくわからなかった。つまり、もうちょっと、ちゃんとしているとかという言葉はやめにして、JICAガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手続が実施されていなくても、河野課長の言う、ちゃんとしていればステークホルダーミーティングは要らないという意味ですか、それともここに書いてあるとおりでいいんですか。

○河野 すみません。言葉の表現がまずかったかと思います。JICAのガイドラインに基

づいてステークホルダーミーティングが2回、スコーピング段階とドラフトファイナルレポート段階でやられていれば、ベトナムのEIAの中で改めてやる必要はないだろうと考えております。

○原嶋委員 基本的には、実質的な意味でJICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングをする必要があるという前提では、JICA側も助言委員側も一致しています。あとは、実態として行われたものがそれとしてしっかり相当するのかどうかということについては、もう一度確認が必要なので、やっていただくということと、もしそれがやってあった場合も、実はベトナム側のEIAの手続としてややフォローが足りない部分があれば、それはアディショナルにもう一回でもやる必要があるんじゃないかということで、くどい形での助言になっておりますけれども、全体としてはそういうご理解でよろしいかと思えます。

あとは、今、課長がおっしゃったように、実質的な意味でコンプライアンスされているかどうかをちょっと次回もう一度確認していただく必要があるので、お願いしたいところであります。

○田中副委員長 よろしいですか。

○長谷川副委員長 はいどうぞ。

○田中副委員長 原嶋さん、この重大な評価の変更というのは何を指していると言ったんですか、この表現。確かに、松本委員がおっしゃるようなことなのかもしれません。

○原嶋委員 結局、EIAが実質的には完成しているわけですから、そのEIAの中身が相当ではないとか、率直に言って評価が十分じゃないとか、そういったことが劇的に覆されるような事態ということがあればというふうなことを実質的には想定しているんですね。あと、ちょっと懸念したのは、幾つかの項目でベトナム側のスコーピングとしてはカバーしなくてもいいけれども、助言委員会としては幾つか問題点——ここにありますがけれども——の入っている項目が幾つかありますけれども、そういったものについても十分カバーされていないのであれば、場合によってはそういう追加的なステークホルダーミーティングを検討する必要があるんじゃないかという意味で使っております。

○田中副委員長 私もこのワーキングのメンバーと一緒に参加し、この表現は確か最後のメール審議の中で出てきたというか、最後まとまってきた表現かなと思うんです。これは前段の話と後段の話が二つあって、前段はつまりJICAガイドラインに相当する、該当するような手続が以前に行われているかどうかで確認してください、それで不十分な手続で

あればステークホルダーミーティングを行ってくださいと、こういう話と、それから今の話は、先行して行われたEIAの評価と今回の事前調査の中で評価に重大な差が出てくれば、また重ねてミーティングをやってくださいって、この二つのことを要求しているんです。結構、ですからこれは丁寧には言っているつもりではあるんですね。ということです。

○長谷川副委員長 ちょっと複雑なんですけれども。今のところは、そうすると、「更に、重大な評価の変更」の前に、「更に、不十分な手続や重大な評価の変更」という、「不十分な手続」という言葉をここに入れたほうがその2段階は表現できますか。

○原嶋委員 回数的にという意味ですか。

○長谷川副委員長 いや、手続そのものが。回数もあるでしょうし。

○原嶋委員 回数が少な過ぎる。

○長谷川副委員長 ええ。

○原嶋委員 その場合にはJICAのガイドラインに従ったステークホルダーミーティングに相当する手続が行われてないという状態を指しているわけですね。その場合には、追加というよりは本来的に行っていただかなきゃいけなくなるわけですね。もしそういうことであればですね。

○河野 そうですね。ただ、もう既にステークホルダーミーティングは終わっていますので、追加的にもう一回やっていただくということになるかと思います。

○原嶋委員 それはそういう文言を入れるということ。

○長谷川副委員長 ええ。文言を入れたほうがよりの確かなと思いますけれども。よろしいですかね、そこは。お願いします。

○原嶋委員 ちょっともう一度。すみません。もう一度。念のため。

○長谷川副委員長 「更に」の次に、「不十分な手続あるいは重大な評価の変更があれば」ということですかね。

よろしいでしょうかね、これは。

他にいかがでしょうか。はいどうぞ満田委員。

○満田委員 私ちょっと混乱しているのかもしれないんですが、先ほどJICAのお答えで、この協力準備調査の中ではステークホルダー協議は特に必要ない場合はしないというふうにおっしゃったと思うんですね。ちょっと今、そのEIA、ベトナム国内法に基づくEIA手続の中でのステークホルダー協議の話と、それから協力準備調査におけるステークホルダー協議の話が、私自身ちょっと混乱しているのかもしれないんですが、この原嶋先生のご

指摘といいますか、17番については、これはこれでいいと思うんですが、協力準備調査の中でのステークホルダー協議というのは必要なんじゃないんですか。必要ないんですか。

すみません。このガイドライン上、11ページにですね。だから、この読み方をどうするかということなんだと思うんですが、一応この協力準備調査、プロジェクト形成に関する協力準備調査についてはステークホルダー協議を行うことになっていると思うんですね。これはこのフィージビリティ調査の実施と括弧書きに書いてあるのに該当しないから、4から11の手続は適宜ということいいということなので今回ははしよるといことなのか。ちょっとそこら辺について教えてください。

○河野 はしよるといよりも、実質的にベトナム側で行っているEIAの中でステークホルダーミーティングがガイドラインを遵守する形で行われていれば、改めて追加的に今回の調査の中ではやる必要はないと我々は考えております。

○満田委員 ベトナム側のEIAの手続の中でステークホルダー調査をやっているかどうかというのも重要なチェックポイントなんだと思うんですが、協力準備調査というのはEIA調査ではないんですよね。JICAがこれから融資なりを実施するために当たって、相手がEIAをやっている場合、やっていない場合、いろいろあると思いますが、それをEIAを支援することもあるし、EIAが既にある場合、補完調査をやることもあると思うんですが、そういったたぐいの調査ですよね。JICA自身がやる調査ですよね。その中で、11ページの規定としては、この協力準備調査においてもスコーピング段階、ドラフト段階でステークホルダー協議を行うというふうにしているわけなんですよ。

だから、12の規定で、補完型調査の場合はパラ1なんですか。パラ5からパラ10の必要な手続を行うというふうに書いてあるので、これで読んでいたらいいんですが、そうでないんだしたら、やはり協力準備調査の中でのステークホルダー協議はマストではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○河野 すみません。おっしゃるとおりで、そういった意味では、この12の項目を読むということですね。ですから、今回の調査はあくまで補完型調査と位置づけております。

○満田委員 わかりました。

○長谷川副委員長 よろしいでしょうか。

田中副委員長、お願いします。

○田中副委員長 多分、今の話は、先ほども原嶋委員が座長で説明されたとおりになんですが、内容を見ましたら、結局環境レビューの段階のような感じなんですよ。つまり、もう

既に先方政府がEIAをやっている、改めてJICAが今回お金を出すに当たって、そのEIAレポートのもとに不足、何が足りないのか、もう一回レビューをして、それで追加項目があれば追加調査をするし、そしてその結果として妥当なものだとすれば、お金を出しましょうと、こういう話なんですね。ですから、協力準備調査といっても環境レビュー段階の手続のような内容ですね。そこで何か確認することとかいう多く項目が盛り込まれているのは、そのような趣旨です。

それから、ステークホルダーミーティングについて言えば、従って、既に案件というか、手続の軸としてEIAがもう既に終わっている。その段階ではですね。こちらのJICAが出すに当たって、改めてじゃあそれをもう一回レビューをし直して、不足の手続あるいは項目が正当であったか、妥当であるかと、JICAのガイドラインに照らした場合どうかと、そういうことを見ていきましょうと。その中で、JICAのガイドラインで決めているようなステークホルダーミーティングだとかあるいは補償が行われているかどうかと、そこもちゃんと確認して、不足であれば、それは追加で開いてくださいよと。ステークホルダーミーティングを開いて。こういう趣旨が今言った17番の要請項目なんです。

ですから、前提としては、協力準備調査という位置づけなんですけど、実態的にはどうも環境レビューのような手続段階であるというのがワーキングメンバーの認識でした。だから、ステークホルダーミーティングをやる必要がある。EIAできちんとできているかどうかという確認をして、不足であれば、それは追加開催を検討してくださいという項目を盛り込んでいるというのが17番です。

○満田委員 すみません。本件に関してどうのと言っているんじゃないかと、一般論として、例えば補完調査であっても、その内容いかんによっては協力準備調査内での、つまりある程度の調査を伴うような場合、EIAが既にあるとあって、そこでステークホルダーミーティングがなされている場合でも、補完調査をかけるに当たっては一定のステークホルダーミーティングが必要であろう場合もあるということで、このガイドライン上の文言になっているということを一応確認したかったという、そういうことです。すみませんでした。

○長谷川副委員長 はいどうぞ。

○松本委員 もう一回戻りたいんですが。つまり、これが補完型調査だったとすれば、この助言委員会が見るべきは、22ページの別紙2のここに従っての協議を見るというふうに理解していいんですかね、これは。要するに、こういう案件がまた出てきて、補完型調査ですと言われたときに、ステークホルダー協議はこの別紙2のところに含まれている、現

地語でどうだとか、閲覧可能であるとか、十分に事前に情報が公開されているとか、要するにこういうところをしっかりと助言委員会は最終的に見るというふうなことになるのか、そのあたりは主査のほうで……

○原嶋委員 実態だけ申していいですか。

○長谷川副委員長 どうぞ。

○原嶋委員 実態から申し上げますと、補完調査としての議論という位置づけでは当日は議論していないんです。本体調査として議論しているのです。今、松本先生や満田先生がおっしゃったように、ここで言うところの補完型調査としての位置づけでの議論をしてないので、こういう形になっています。だから、もしその位置づけ自身、実はそもそも、今、田中先生がおっしゃったんですけれども、これは位置づけがおかしいんじゃないかという話は最初に出ていて、これはそれで先ほどちょっと補足説明をしていただいたんですけれども。そういう前提で、開発準備調査という前提でお話ししていますので、補完型調査という前提では全く議論していないのが当日の実態でありました。

もし、今回、補完型調査というふうに位置づけたほうがガイドラインの適用上正しいということであれば、ちょっとこれは全体として見直す必要が出てくる可能性があるのでは、ちょっとその点、今日コンセンサスをつくっておいていただいたほうがよろしいかと思えますね。

○長谷川副委員長 ちょっとそもそも論のところになってしまっていますけれども。

○原嶋委員 実は、インドなんかでもそういうケースがあるようで、EIAとかすべてが実質的には手続が終わった段階でJICAのほうの手続に入るといって、そういう段取りのものも幾つかあるようで、そういった場合に、そのときの議論では、今までのケースでもいきなりファイナルレポートの段階で入ったものもあれば、スコーピングという形で一旦入って、もう一度ドラフトファイナルレポートで議論するというケースも幾つかあるようなんです。今回、ちょっとこちらの選択をしたのは、もう一度繰り返して。

○河野 インドのケースはむしろ環境レビューから入るといって例の一つとして挙げたということです。今回のものは、EIAは既にあるんですけれども、改めてもう一回レビューをするということです。位置づけとしては、今、満田委員から言われたように、やはり補完型という位置づけのほうが整理しやすいのかなという気はします。ゼロからもう一回このEIAをつくるわけじゃなくて、あくまで彼らのレポートを見て、問題ないかどうかという確認をするということです。そういうことかと思えます。

○原嶋委員 そうすると、必要に応じてはステークホルダーミーティングが必要になってくるということになってくるんですね。満田先生のあれですとね。その点のほうは。

○河野 それは、EIAをレビューした結果、漏れている項目があったり、もしくは当初のEIAから変更点がある場合は、改めてその点についてステークホルダーミーティングを行う必要がある可能性はあるということになります。

○原嶋委員 それは適用上の問題としては、12の必要な手続という、その必要性の問題によって変わってくるということなんですね。ちょっと解釈上、整理しないと。

○田中副委員長 補完型調査というのはどういう概念なんですか。

○長谷川副委員長 ガイドラインを見ても出てこないですね。

○田中副委員長 ええ、これはね。

○長谷川副委員長 補完型というのが。

○原嶋委員 12にありますね。

○田中副委員長 ええ、12にあるんですけども。

○原嶋委員 12ページの12に出てきます。

○長谷川副委員長 そこにちょこっと出てくるだけです。

○原嶋委員 12ページの一番上ですね。

○田中副委員長 そうですね。

○原嶋委員 3行目に出てきていますね。

○長谷川副委員長 そもそもは、私、一番最初に言ったように、スケジュールがずっと遅れたんですね。本来ですと、10月ぐらいに本当の形のスコーピング案に対する助言というものをやって、今の時期はファイナルドラフトレポートに対して助言をするというふうな位置づけだったんですけども、たまたまドラフトファイナルレポートの位置に最初にあったスコーピングの時期が重なってしまったというか、ずれてしまったんですね。ですから、まるで最終段階の助言をしているようなことになってしまったんですが。

これはやっぱり手続上、スコーピングをやるよと決めたからには、少しでも遅れたり、見るものがスコーピングそのものでなくてもちゃんとやっていくということにしくちゃいけないものなんですかね。

○河野 というよりも、もともと調査スケジュール自体がずれたということで、たまたまタイミングとしては今回行ったものです。今回ご説明したのは、EIAは既にあるものから、そのEIAの内容を踏まえたスコーピングになっているということです。ルール上は、

補完調査の場合には必ずしも助言委員会にかけなくてもいいというお話もあるんですけども、今回の場合にはスコーピングとドラフトファイナルと2回それぞれ助言委員会にかけさせていただくという形で整理をしています。

○原嶋委員 今の点、ちょっと確認ですけれども、12ページの12の補完型調査ということであるということでもいいかどうかをよく確認していただいたほうがいいと思うんですね。実質的な言葉の意味として補うという意味はあると思うんですけども、このガイドラインで言うところの補完型調査というものにきちっと該当しているのかしていないのかは、ちょっとしっかり議論していただいて確認しといていただかないと、コンプライアンスの問題が出てくると思いますので、ちょっと。一応、当日のワーキンググループのメンバーとしてはそういう認識ではなくて、通常の開発調査のちょっとタイミングがずれているもの、そういうような認識でおりました。

○松本委員 今の点、ちょっとごめんなさい。新参なので。

補完型調査の場合は助言委員会にかけなくていいんですか。これは皆さんご存じなんですか。

○満田委員 そんなことはないです。

○長谷川副委員長 それは……。

○田中副委員長 補完型調査というのは定義がはっきりしませんね。

○満田委員 8ページを見てください。

○長谷川副委員長 ないですよ。

○満田委員 8ページの1番、2.7の1。だから、補完調査であろうと、協力準備調査はカテゴリAだったらかかるんですね。

○松本委員 とすると、実務的には、原嶋先生他このワーキングチームの方に伺いたいの、これは仮に補完型調査だった場合、本当にこの助言内容がこれではないのかどうかというのを……。私は実は、補完調査だったとしても助言内容が大きく変わることはないんじゃないかという気が今ざっと見て思ったので、このことは、確認は必要ですけども、助言内容そのものが大きく変わるかどうかというのはちょっと別の話かなというふうには思ったので。ワーキングチームの人はちょっとそこを確認していただきたいなと思ったんですが。

○満田委員 むしろ、補完調査でないということになったら、精巧な協議がマストになる可能性があって、そっちのほうがいろいろとややこしいことになる可能性はあることはあ

と思いますし、私も松本委員に、内容的にはこれは補完調査であろうがなかろうが言うべきことは同じなんじゃないかと思います。すみません、混乱させたかもしれません。

○河野 すみません、訂正させてください。補完型調査の場合、委員会は助言を行わなくてもいいわけじゃなくて、正確なところでは、補完型調査の場合は調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに従って委員会は助言を行うということですね。失礼いたしました。

○長谷川副委員長 どうでしょうか。どうぞ。

○田中副委員長 この補完型調査というのは、12ページの上から2行目に出てきますが、他に出てくるところはありますか、このガイドラインで。あるいは、補完型調査というのはどういう規定を変えているんですか。

環境レビューについてはかなり丁寧にこの委員会でも議論をして、環境レビューの場合の取り扱いについて議論したんですが、補完型調査って、言われてみれば確か委員会ではほとんど議論がなくて、今回初めてクローズアップされてきたんですね。

○河野 すみません。もう一度確認をする必要があるんですが、私の理解する限りでは、これ以外に提示されている案件はないんじゃないかと思っています。昔から幾つかの調査のパターンがあって、ゼロからEIAとか住民計画をつくる場合と、既に先方政府がそういった環境社会配慮文書をつくっていて、それを補完する形でやるような場合があるんですね。今回の調査を改めて見ると、既にEIAも住民計画もあり、住民移転は既に終わっていますので、そういった観点からは補完型調査と呼んだほうが正確かと思います。ですから、すべての手続について行うというよりも、ここに書いてあるとおり、必要に応じてこのガイドラインを適用していくということかと思います。

○長谷川副委員長 そうすると、補完型調査という位置づけにするという可能性は残っているわけですか。

○河野 むしろそうしたほうがよろしいのではないかと考えます。

○長谷川副委員長 そうしたほうがいい。その場合は、3月20何日に予定されているドラフトファイナルレポートのワーキンググループというのはどういうふうになってくるんですかね。

○河野 それは予定どおり行うということで、補完型調査であろうとドラフトファイナルレポートはつくりますし、その中で改めてEIAとか、住民移転についてレビューしたうえで、ガイドラインとのギャップがあるなしを確認し、あれば追加的な措置を行っていくと

いうものだと思います。

○長谷川副委員長 先ほど田中副委員長がおっしゃったように、補完型調査をどうするかというのはほとんどここに書かれてないんですね。これが初めてのそういう位置づけにするかどうかのものになると思うので、ひょっとするとそのほうがいいということであれば、今後これは位置づけをしっかりとどこかで決めなくちゃいけないかなと思うんですね。それが課題としてありますけれども、それでも今回これを補完型案件としてやっていくということにしてもいいかなんですけども。

○河野 できましたら、スケジュールもありますので、そういった形をお願いできれば。次回3月の会合のときに改めてどういった形が補完型としてあり得るのかということをお話してご説明させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川副委員長 今回の助言案に関して、中身は先ほどあったようにあまり変わらない可能性はあるんですけども、ちょっとした表現のところが幾つか変わってくるんですかね。最初のページの協力準備調査のところは補完型の調査というふうな名前になるとかです。

○満田委員 すみません。私が補完型調査とか言い出したために混乱を生じているかもしれないんですが、ちょっと経緯をお話ししますと、協力準備調査についてのガイドラインの議論の中で、協力準備調査とは何ぞやということが大議論になったんです。その時点で、JICAは協力準備調査というのは物すごく幅のある、フィージビリティ調査、EIAを一からつくる場合もあるし、非常に軽微な数カ月で終わる調査もあると。それを踏まえてこのガイドラインを議論してほしいというふうに言われたんですね。ですから、このガイドライン、JICAとしてはあまり重いフル装備の手続にすることを恐らく恐れられて、軽いほうもあるということを強調されたんだと思います。

ですから、11ページのこのフィージビリティ調査の実施という、ここら辺に該当するのはフル装備のEIAですとかF/Sを支援するといったような開発調査並みの協力準備調査を念頭に置いてつくられ、ただ、そうじゃないのもあるよと。もう既にF/SとかEIAがあって、それをレビューする、あるいは足りない部分を補う調査というのもあるよと。それも非常に幅が広くて、本当にレビューだけのものもあるし現地に行って調査をする場合もあるので。つまり、ですから、F/SとかEIAを一からつくりたくない、もう既にあるものを補完するものを補完調査とそのとき仮に名づけて、それでも幅がありますねと。その中で、F/S並みのことをすることもありますけども、非常に軽微な調査のこともあり得るので、そこは必

要に応じて判断しましょうということで、12がつけ加わったという経緯なんです。

ですから、この補完型調査というのも協力準備調査の一部であって、この助言案の名称を変える必要はありませんし、内容的にもこの内容でいいんじゃないかと思います。

すみません。私が補完型調査と言ったために生じた混乱をちょっとご説明したという、そういうことです。

○長谷川副委員長 今回のようなことは将来も多分あるかと思えますし、これはこれで一つの提起だと思うので、いいと思います。

いかがですかね。このようなご意見もありますし。

○河野 満田委員のおっしゃったことでいいかと思えます。補完型調査と書いてあるのも協力準備調査の一部でありますし、特にこの内容を変える必要はないんじゃないかと思えます。

○長谷川副委員長 一度、このことは補完型調査という位置づけをどうするか、あるいは定義をどうするかというあたり、あるいは手続をどうするかということで、話があってもいいかもしれませんね。時間がありませんので、これについてはここでおしまいにして。

そうしますと、もとに戻って、今の内容でいくということによろしいでしょうかね。

他に内容的なところで何か指摘がありますでしょうか。

私のほうで、1ページ目ですね。これは小さな表現の問題なんですけど、ワーキンググループ委員というふうにするときに、次の案件の場合はメール審議による参加という括弧づけの委員も外に1回出して委員名が並んでいるんですが、私の名前で恐縮なんですけれども、これは統一したほうがいいかなと思うんですが。つまり、「長谷川委員」というものも幸丸委員の後に書いて、改めて長谷川委員はメール審議に参加というふうにするか、あるいは——それが次のような案件ですね。じゃなくて、ここのような表記にするべきかどうかという。ちょっと統一させたほうがいいかなと思うんですけれども。

これまでは……。

後者のほうですね。もし、慣例に従うとすれば、「長谷川委員」も1度外に出して書いていただければと思います。

○河野 わかりました。そのようにいたします。

○長谷川副委員長 非常に小さなことで申しわけありません。

それからあと、一番下の2行の表現ですけれども、「上記の会合により助言を確定し

た」。「上記の会合に加え」のところは、これは2回とも同じことを言っているので、1行目の「上記の会合により助言を確定した」という、この文章は要らないのかなと思うんですけれども。つまり、括弧づけを次の2行目取って表現すると。

○河野 すみません。これは本日、全体会で確定した場合に下の括弧書きのところは消すということです。

○長谷川副委員長 この後メール審議があるかどうかという表現ですか、これは。ここまでのメール審議じゃなくて。

○河野 はい。

○長谷川副委員長 失礼しました。

○河野 すみません。そういう趣旨です。

○長谷川副委員長 わかりました。そういうことなんですか。失礼しました。

それから、2ページ目ですけれども、もちろん各助言項目の最後にある委員の名前は、これは消すということになりますよね。

それから、4番目ですけれども、「冷却水として取り入れられる水」、これ、「取り入れる」という表現でよろしいかなと思います。

以上です。ちょっと細かいところで恐縮でした。

他にはよろしいでしょうか。

じゃあ、時間も押し迫っておりますので、次の日程に移りたいと思います。

それでは、ジャカルタ大都市のほうで、作本委員、よろしくお願いします。

順番が違いましたね。ベトナムですか。ごめんなさい。自然環境と経済成長の共存ですか。主査の佐藤委員、お願いします。

○岡山委員 すみません。佐藤委員、本日欠席ですので、私、岡山が代理して発表させていただきます。

すみません。1ページ目、ベトナム、多分「国」が入ると思います。ベトナムに加えてください。

ベトナム国自然環境と経済成長の共存に向けたキエンザン省フーコック島水インフラ総合開発事業という案件のスコーピング案について助言案を作成いたしました。

ワーキンググループ委員は、私、それから鋤柄委員、佐藤委員、武貞委員と石田委員の5名だったんですが、実は当日ちょっといろいろ事情がありまして、すみません、集まった者が私と鋤柄委員、佐藤委員の3名で審議し、その後、石田委員と武貞委員にはメール

で審議していただきました。

こちらの議題というところもベトナム国と、「国」を、すみません、入れておいてください。よろしくお願いします。

本案件、まくら言葉が長いんですけども、簡単に言いますと、人口10万人弱のベトナムの島です。そちらが今後、観光地開発していくに当たり、増加が見込まれるであろう住民とそれから観光客に対応した上下水道を整備するという事業です。

ページめくっていただきまして、全体的な事項としては、やはり需要の予測が少し足りないというふうに全体としては感じましたので、例えば観光ハイシーズンとそうでないときの水需要、あるいは乾季と雨季の需要等々について詳しくもう少し調べてくださいという要望、助言が入っています。1番がまずそうですね。

それから、2番も、観光ハイシーズンとそうでないときの水需要に関する調査を行ってほしいということと、及び、今回は貯水池を一つつくるというところが決まっていて、そこから上水を引くんですが、水処理、排水処理に関する下水処理場も1カ所つくるということで、最初から下水道ありきだったんですが、もしかしたら小規模分散型でいったほうが最終的により環境にいい可能性もあるので、そちらも含めて代替案として検討してほしいということをお願いしています。

他、全体的な事項としては、水以外の電力に関する供給も情報として確認してほしいということ、それから本件から出てくる汚泥や中水なども有効利用することを検討されたい。

それから、同じく人材育成のユーザーへの啓発活動も計画に含めるということを入れています。

代替案に関しましては、大規模貯水池だけをスコーピング案に盛り込まれているんですが、小規模貯水池に変更になったという経緯が示されてなかったなので、記述してくださいと入れてあります。

それから、環境配慮に関しましては、これも繰り返しになりますが、乾季及び雨季の調査を水量など、総合的に調査をしてくださいということ。

それから、貴重な植生について、及び10番、動植物に関しても調査をして、記述をしてください。

11番としましては、こちら実は島の中では乾季になるとほとんど水がなくなってしまうような状況になって、従って瀬切れというかほとんど川が消滅するような状況になるんだそうです。ですので、実際にはそこで漁業やあるいはレジャーフィッシングなどを行って

いるというのはあまり考えられないということではあったんですが、それでも念のためということで、きちんと調査するという、それから海に関することはあまり記載がなかったものですから、そちらに関してもしあるようであったら、きちんと調査をしてくださいということで盛り込んであります。

12番に関しては、これは鋤柄委員からだったんですが、Biosphere Reserveの一部と考えられるので、国立公園を核心地域とした自然環境と周辺地域の地域社会との関係について、どのような行動や計画があるかということ調査して、確認してくださいとあります。

それから、今度は社会配慮なんですが、こちらは本島の見込む一番主なところとしては、現在の産業に関するのとそれから今後非常に大きくなっていくだろうと見込まれる観光業者、関係事業者ということと本事業との関係性を明らかにするという、細かくこれ言いませんが、実は林業者というものに関しましては、貯水池をつくることで林地を失う可能性があります。その他のところは、この事業からうまく工夫すれば何らかの便益が得られるであろうというふうに考えれば、それは便益も損失も含めてそういう各アクターとの関係をきちんと調査し、記載をしてくださいとつけ加えました。

それから、14番、水道料金に関しても、これは全体会合のとき、前回のときにも確か谷本委員からもそういうご指摘があったかと思うんですが、上下水道ということで、料金回収からだけではちょっとこの事業がすべてバランスしないのではないかとということで、実際には、日本と同じなんですが、上水道の使用料金から一般家庭からは徴収することになるんですけども、それだけでは当然賄い切れませんので、ホテル税であるとか観光税のところからも収益を上げる、あるいは中水をつくって売るところからも収益を上げるという計画になっているんだそうです。そこもあわせてもう少し本島における収有率の予測をきちんと行うことというふうに加えました。

15番、入会権についても確認をするということ。

それから、16番、生活補償ですね。これは、先ほど言いましたが、林業者に関しましては、職業機会を損失する場合にはその生活補償を行うこと。

17番、社会経済調査、社会インフラサービスの調査については、人民委員会と協議が有効な手段であると認識しているが、そこにとどまらないでコミュニティでのインタビューなどを含む現地での社会調査をあわせて行い、村レベル、集落レベルでの経済、社会活動の実態を把握すること。これも少々繰り返しになりますが、加えてあります。

それから、18番、施設建設時だけでなく——これは恐らく供用後ですね。すみません。

供用後のモニタリング時における就業の機会拡大、優先雇用、職業訓練の機会提供といった貧困層向け対策を考慮すること。

19番、外部からの労働者の流入による違法伐採や密漁の増加などについても配慮すること。

20番、エコロジカル観光地域に建設することが予定されている下水処理施設については、できる限り周囲と調和を保つようデザイン設計をすること。

最後、ステークホルダー協議に関しましては、十分な対話の場が確保できていない印象をスコーピング案の文章からだけでは受けますので、ステークホルダー協議については十分対応の場が構築できるよう配慮を行うこと。

それから、スコーピング案で提示されている匿名で提出された意見を最大限に尊重すること、かつ意見の収集、合意形成のプロセスを尊重すること。

23番、最後ですが、代替案の決定と事業が与える影響については、影響を受ける人たちとの合意プロセスが極めて重要である。そのため、貯水池と下水処理施設の建設場所を含む代替案については、人民委員会、青年会議所、婦人部、NGO、住民との現地ステークホルダー協議を実施して、直接に影響を受ける人たちから十分な支援を得たうえで決めていくこと、また、事業が与える影響については、現地ステークホルダー協議を通じて住民から十分に意見並びに事実関係を聞き取り、計画に反映させることということで、こちらにも、23番、大分全体をもう一度繰り返している感はありますけれども、最後につけ加えさせていただきました。

以上です。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

ちょっと字句の確認ですけれども、14番の一番下は、これ「収有率」ですか、「有収率」じゃなくて。

○岡山委員 一緒です。

○長谷川副委員長 「有収率」ですね。

○岡山委員 「有収率」ですね。

○長谷川副委員長 「有収率」でこれはよろしいですか。「有収率」ということで。

○岡山委員 はい。

○長谷川副委員長 それから、16番の2行目ですけれども、「損出」。これ、「損失」、失うという。

○岡山委員 「損失」ですね。

○長谷川副委員長 失う、のほうですね。

○岡山委員 すみません。これは間違いです。

○長谷川副委員長 すみません、細かいところで恐縮です。

○岡山委員 ありがとうございます。

○長谷川副委員長 コメント、質問などをお受け——お願いします。

○高橋委員 高橋ですけれども、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は8番ですが、先ほど水、水量などの調査を乾季と雨季で実施をするというご説明がありましたが、これは水量、水位などについて乾季と雨季を調査をするのか、あるいはその影響による生物あるいは住民の水需要も含めたそういうことを調査するのか、これまでやってきたものすべての項目について乾季と雨季の調査をするのか、その辺は対象が何の調査なのかなというのが1点です。

それから、もう一点は14番ですけれども、下水料金で環境税というのがありますけれども、先ほど観光ホテルなどからということ……。観光税なのか環境税なのか、その定義にもよるかと思いますが、その確認をさせていただきたい。その2点です。

○岡山委員 ありがとうございます。

まず、8番なんですけど、実は実際には雨季と乾季の水の変化については、多くの委員から関心があって、その質問に対しての回答が幾つかあったんですが、それをまとめて、すみません、乾季と雨季の本来は水量調査であったり観光のハイシーズンとの整合性であったりとか、いろいろ入っていたんですけども、最終的には——すみません。今回は、今後の調査で乾季の現地測定を予定しているというふうにあったので、雨季の調査しかしてないって、それはなぜですかということで、実は乾季はそういう形で水がなくなってしまうからですという説明がありました。ですので、現時点では雨季の水質調査だけがされているので、今後は乾季もしてくださいということの、乾季及び雨季の水に関する水量、水質調査です。

よろしいですか。

○高橋委員 そうすると、この水量、水質の影響による例えば住民の水需要とかあるいは生物への影響とかっていうことは含まれないということになりますか。

○岡山委員 すみません。他の項目でそういうそこに関するものがかなり含まれているものですから、大もととなるところでまずは水のことをきちんと調査したうえで、そのデー

タを上げたうえで、他の調査がこの結果が得られずということの説明を、ご説明してくださいという意図ですので、他のことを行わないということではなくて、むしろ本家本元になったところをきちんともう少し詰めてくださいという意味合いになっています。

そうですね。お願いします。

○石田委員 10番は私なんですが、当日ちょっと出席できなくて。まず、こういう形で助言を提案したのは、JICA側のほうからご説明いただきまして、水道料金、下水料金について説明がありました。その中に、確か下水料金は毎月20円程度のものであると。ただし、それは環境税でカバーされているという説明があったように記憶しているんですけども。すみません、だから、それが環境税だったか観光税だったか、今ちょっとパソコンを持ってこなかったのでもわかりません。後で確認してよろしいですか。またはJICAのほうで今すぐおわかりになるのであれば、お答えをいただければと思うんですが。

○岡山委員 ちょっと補足していいですか。すみません。

実は、この議論でも本事業の採算性に関しては、むしろ経済的アセスメントに関して持続性のアセスメントというものが非常に重要だということで、随分議論になりました。まず、1日ではなくて、上下水道は上水使用料ということで、大体20円・パー・立米になるのがベトナムとしてのスタンダードなんだそうです。これにプラスして、下水に関しては10%の税が加わるという。だから22円ぐらいの使用料になるということの見込みだそうです。こちらに関しては、これでは本来はバランスしないので、加えてホテルなどの観光事業者などからのホテル税あるいは観光税という形で徴収することを想定していますという回答でした。

○石田委員 そういうことであれば、この環境税というのは取ったほうがいいですね。

○岡山委員 はい。

○石田委員 取ります。

○長谷川副委員長 8番にもう一度返りますが、先ほどのご説明だと、大もとの水量、水質についてというお話だったですから、その言葉を書き加えてはどうですかね。

○岡山委員 お願いいたします。

○長谷川副委員長 他にいかがでしょうか。

6番目の人材育成ユーザーというのは、これはどういう意味なんですか。

○岡山委員 下水に関しましては特にそうなんですが、例えば一般家庭からいけば、油は流さないであるとか、下水道に負荷をかけないということも含めて、あとはこの下水スラ

ッジをとるに当たっての技術者の養成であるとか、かかわる人材育成すべてに関しての普及啓発を、私は、すみません、そう理解したんです。多分、石田委員はもうちょっと違うかと。

○石田委員 ここは私の少し提案が入っているんですけども、私が理解したのは、これは人材育成とユーザーへの啓発活動って、別々のことじゃないかなと思ったんです。それでよろしいのでしょうかね、ご出席になられた委員の方々は。私は当日出ていませんので、ごめんなさい。

○岡山委員 すみません、実は私しかいないんです、今日は。「と」を入れてください。お願いします。

○長谷川副委員長 そうですね。このままだとちょっと意味不明ですよ。

○岡山委員 すみません。

○長谷川副委員長 じゃ、入れてください。

それから、20番目で、括弧づけで「図5.2」と、こう出てくるんですが、これは要りませぬか。もしこのまま入れると、どの資料かということ特定してあげないといけないので。

○石田委員 そうです。これは私なので。では、取るのでしょうか。特に必要ないと思います。ありがとうございます。

○長谷川副委員長 他にいかがですか。

お願いします。

○早瀬委員 水計画ということなんですが、モニタリングについてここでは何も言葉が出てこないのが少し気になったんですけども。例えば、大規模な下水道というのは、都市の最下流で処理すると、大体そういうところというのは港湾があったりして、閉鎖性水域があったりして、長期的には富栄養化の問題なんかも心配されるんですけども、そういった意味からすると、何かそういった水質のモニタリングだとかそういったことについてはどうなっていたのか、少し気になったんです。

○岡山委員 これは、今回はスコーピング案ということで初めてこういう案件のことが語られているんですけど、現時点ではこの施設はまだございませんので、現在の調査として上流と下流の水質調査が行われています。それを見ると、下流域はやはり住民及び農業から出る水のことによって多少BODが高いという状況なので、これが今後もう少し悪くなるだろうということを想定して、下水処理場をつくりましょうということになっています。ですので、

下水に関しては、今度はこのベトナムの環境基準に照らし合わせて排水を行っていくところまで浄化する予定ですので、そのモニタリングは、すみません、詳しい方式等々についてはここには記載がないんですけれども、行われていると思われま。

○長谷川副委員長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどの字句の直し——どうぞ。

○田中副委員長 いいですか。2点ほどあるんですが、一つは、この地域にどこかに国立公園をって、12番のところでしょうか、国立公園を核心地域とした自然環境というふうに、こう書いてあるんですが、この島では国立公園の指定がされているのかどうか。これは事実の確認、一つです。

それからもう一つは、2番のところ、小規模分散型の処理方法と集中下水処理のやり方、これを比較をしたらどうですかということ提案されていて、この趣旨はこれは代替案の話でしょうか。代替案検討をもっと幅を広げてくださいねという話でしょうか。そうではなくて、これはあくまで調査をしてくださいという意味なのか。この二つですね。

それからあと、細かなことでいけば、5番のところですが、これは汚泥と中水は有効利用するという、これは助言項目として大変いいと思うんですが、これは全体事項よりも環境配慮事項のほうがいいかなというのを思いました。

お尋ねとしては大きく2点です。

○岡山委員 ありがとうございます。

では、まず12番の国立公園からなんですが、こちら議論の途中で少し問題になったんですが、実は保護区と国立公園というものがあって、国立公園と特別——すみません、ちょっと今日は本体を持ってくるのを忘れてしまって、申しわけないです。三つほど用途が違うところがあって、ここは何にひっかかるかということ、実は上水の貯水池が一部少しひっかかるということになっています。そこは国立公園の中ではないんですが、300メートルぐらいのところまで近接しているというところ、じゃあそこは実際のところは何なんでしょうかということでは、すみません、そこは別の言葉で指定されている地域ではあったんですが、実は林地であると。最初は農地という話だったんですけども、詳しく聞くと林地ということだったので。

ここを使うわけではないんですが、かつ、そこにつくることがだめというわけではないんですが、やはり、これは鋤柄委員からだったんですけども、他、その周辺及び排水工事等々、污水管をとおすとありますので、その影響はほとんどないだろうということでは

あったんですが、その関係と、それから、すみません、むしろこの国立公園を核心地域とした自然環境に関する行動計画等々があるのかなかということをもう少しきちんと調査して、盛り込んでくださいということでした。

すみません、お答えになっておりましたでしょうか。

○田中副委員長 わかりました。

○岡山委員 すみません。なぜかというと、ここの観光開発がリゾート開発ですかという言葉も途中であったんですが、いえ、あくまでもエコツアーの拠点としたいということだったものですから。であれば、逆にこの自然環境が保全されているところは観光資源となるであろうということもあって、このような、どういう計画かということが非常に気になっているということです。

それから、2番なんですけど、これは実はスコーピングが出ているところでこういうことを後から言って申しわけないですが、やはり全くもって浄化槽型というものが検討されていないので、これはあわせてきちんと調査をして、どちらのほうがいいかということのスコーピングをやり直してくださいに近いことで入っています。

○田中副委員長 JICA側の回答はいかがですか。こういうことも含めて、じゃあ再検討をするということになっているんですか。

○岡山委員 すみません。当時の議論のときには、そちらへいらっしゃったJICAさんともずっと話し合いながら、こういうふうに加えていいでしょうかと文言を確認しながら加えていますので、このときはこれで合意がとれているんですが。

○田中副委員長 わかりました。そうしたら、場合によっては、この2番は代替案の検討のほうに入れてもいいのかなと一瞬思いました。

○岡山委員 はい。ありがとうございます。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○岡山委員 そうですね。そういう意味では、先ほどの最後、5番もそうですかね。5番と2番。5番はじゃあ環境配慮に移動をさせ、それから2番については代替案のほうにということ移動させていただきたいと思います。

○長谷川副委員長 お願いします。

○岡山委員 ありがとうございます。

○松下委員 今、岡山さんのご説明を聞いていて追加的コメントですが。3番ですが、「フーコック島の開発マスタープランにおいて、観光産業の発展の意味合い」云々と書い

てありますが、ちょっとわかりにくいので、今のご説明を受けて、明確にするためには、「フーコック島の開発マスタープランにおいて、観光産業の振興は環境調和型の観光を主目的としていることを明確にすること」と、そういうふうにはいかがでしょうか。もう一回言いますと、「観光産業の振興は環境調和型の観光を主目的としていることを明確にすること」。

○岡山委員 ありがとうございます。これ実は、開発マスタープランが内容を確認できておりませんので、そのことも含めて確認してください、明確にしてくださいという言い方をしているんですが。ありがとうございます。「フーコック島の開発マスタープランにおいて、観光産業の振興は環境調和型の観光を主目的としていることを明確にすること」というふうに直させていただきます。ありがとうございます。

○長谷川副委員長 たくさんの文言の直しとか配置替えがありまして。

他にはよろしいでしょうかね。

それじゃ、この件については、これ、今のような直しを含めて最終案ということで承認させていただきたいと思います。

三つ目です。時間がだんだんなくなってきていますので、これ以後の案件、主査の方、申しわけないですけども、一応読んでくるのが前提になっておりますので、本当に大切な部分、1カ所、2カ所だけ指摘していただいて、すぐ質疑に入りたいと思います。

じゃ、三つ目、インドネシア、ジャカルタ大都市圏ですね。主査の作本委員、お願いいたします。

○作本委員 作本です。報告させていただきます。

これは、現在、ジャカルタにあるスカルノハッタ空港の利用者が増大してきて、本当に満杯になってきていると。そういうふうなことで、敷地の拡大あるいは他の場所をさらに選ぶという選択肢しかないわけでありましてけれども、その場で拡張しようとするすと、住民反対などの動きがあるということで、同じ場所では空港拡張はできない。そういうふうなことで、近くの場所で選択場所を代替案を含めて選択するという、そういう案件であります。

これは、名前としてはジャカルタ大都市圏空港整備ということで、ドラフトファイナルレポートに対する答申案ということになっております。この空港をつくるに当たりまして、表題にE-4と書かれている候補地というのは、カラワンという日系の工業団地のある場所なんですけれども、そこで自然あるいは森林というところへの影響、あるいは住民への

影響、あるいは取水源ということ、そういうところへの影響を配慮するということが課題になります。

主だった問題だけをちょっとご紹介させていただきますけれども、代替案の検討の冒頭のところでありますけれども、生産林として指定区域があるということで、地域の同意がどうしても必要でありましょうということが1番目ですね。

2番目、3番目、森林と動物とにかかわるわけでありましてけれども、動植物への影響、これは根拠の有無が薄く説明されたということで、具体的な根拠を示してほしいというようなことが書いてあります。3番目も、二次林だから環境影響は低いというようなことが書いてあります。これは「絶滅危惧種の生息する可能性は低い」というような、こういうような断定的な言い方をしているので、これも評価を再検討するというようなことを助言として出しています。

4番目、これは、森林破壊が起こり得るわけですが、その場合にGHG、グリーンハウスガスですか、その排出について評価を行うことということでもあります。

5番目が、負の影響があったけれども、E-4という先ほどの選択肢がいいというふうな、そういう選び方というのに合理的な根拠を示してくれないかということでもあります。

6番目は、複数の基準を用いた分析方法、その対応方法ですか、それを明記してください。例えば、ここに書いてあります、絶滅危惧種の生存が確認されていると。だけれども、その評価が2%だという、そういうような場合に、どうやって比重というか判断をするのかということでもあります。

次が環境配慮になりますが、ここでシロハラウミワシという、我々にとっては貴重種に思えるんですけども、法律の保護下に置かれていると。そういうことで、巣をつくる場所などを次回のEIA調査のときには行ってもらいたいということが7番目です。

8番目が、再植林を提案されているわけでありまして、再植林を自動的に行えば環境が守れるというわけでは必ずしもないというようなことで、適格性への配慮に加えて、面積あるいは植樹、樹種ですか、木の種類、そのようなことも検討してくださいということが環境配慮として入っています。

社会配慮、今度は農民の声を聞いたうえで対話を進めてくださいと。

10番目が、先ほど取水地ということを申し上げましたけれども、水利権あるいは水利用、こんなところにも配慮してくださいということでもあります。

あと、ここでは、水資源に与える負の影響を緩和するためのモニタリング、これを明記

して、住民を交えてのリスクを協議する機会というのを早い段階で確保するという事です。

11番目は、貧困者でありますけれども、その生計に配慮すること。

12番が、住民移転。ここは比較的住んでいる人間は少ないということで聞いておりますけれども、あともう一つ、土地を登録している人たちが30%にすぎないというようなことで、これは相手の国あるいは県の補償委員会などに任せずに、LARAPのもとでこういう無登録者も含めた対策を検討してもらいたいということでもあります。

あと、13番が、土地を利用している人の概数、こういうようなのを把握する。

14番が、低所得層の比較的貧しい人たちが集中しておりますので、操業中の影響と対策というのをわけて実施してもらいたいということです。

15番が、これは、工事を行っているときには雇用吸収などで経済効果があるかもしれませんが、また工事が終わってしまうと元の生計の貧しい状態に戻ってしまう可能性がある。そういうようなことで、これはリスクでありますけれども、こういうリスクを考慮したうえでの評定を行う、それと緩和策を講じるようにということでもあります。

16番が、土地利用と自然資源、これについて操業中のリスクを考えながら評定と緩和策、これを検討してもらいたい。

17番、これが、やはり低所得層でありますけれども、操業中がA+だと。これも移転計画、補償計画の内容次第であるということで、評価の段階でそれを前提にした評定をしてしまうのはあんまり適当でない。これもやはり同じように、影響と対策というのをわけてくださいということでもあります。

18番が、補償するというようなことが相手にとって利益、便益かのように書かれているところがありましたので、必ずしもそうでない、ガイドラインの条文では適切な評価を行う、そういうスタンスに立ってもらいたいということです。

19番、地域経済への影響に対する緩和策に書かれていることは、一般的に配慮するとかそういうような書き方になっていますので、あんまりこれは内容がちょっと乏しいのではないかということでもあります。

20番、これは、スカルノハッタ空港拡張に伴っての土地収用でありますけれども、インフラ整備の際に住民移転に伴ってリスクを分析し、今後の配慮に生かすことということでもあります。

次に、ステークホルダーでありますけれども、ステークホルダー協議の計画をきちっと

策定すると。これで、タイミングだとか、だれを相手にするか、課題、方法であります、それらを具体的にわかりやすい形で提言するよという。

22番、これがガイドラインに沿って現地ステークホルダー協議を行って、これを最終報告書に書いて反映するよというよなことであります。

あと、23番は、世帯を選んでサンプリング調査を行ったよなことがヒアリング調査で入っておりますけれども、どうい基準でもってこのサンプリングの対象となる世帯を選んだのかという、その基準が見えないよことで、これを明らかにすること、そんなことも言っています。

あと、その他は小さいことではありますけれども、ハリム空港というのがありますけれども、この拡張が難しいよ場合、選択肢、代替案の選択の中で一つの理由として、ここにはゴルフコースがあるからだよなことが書かれておりましたが、それはちょっとまくないだろよという判断で、これは検討してもらよよことにいたしました。

以上です。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、何かご質問。

お願いします。

○松行委員 非常に細かいところで恐縮なんです、13番の「マスタープラン段階で、土地を利用している人の概数を把握すること」とありますが、あえて利用だけを書いているのでなければ、「土地を所有・利用している人」としていただいたほうがいいのではないかと思います。

○作本委員 ありがとうございます。今のご質問——よろしいですか。インドネシアは所有権がないんですよ。もともと社会主義的な要素がありましたから、所有という言葉よりも保有よいか使用よいか、そういうよな表現で。所有よいうと、我々にとっては資本主義国ですから当然なんですけれども、インドネシアでは所有よいう用語の使い方はしてないんです。

○松行委員 そうしますと、日本的に考える所有・利用よいうのがここで両方入っているとらえてよろしいですか。

○作本委員 いや、今ご指摘したよように、使用と利用、ダブっていますよね。

○松行委員 えっ。

○作本委員 使用と利用、これは歴史的な社会主義的発想に立つもので。国土は国民全体

または国のもので、徹底した所有権までは個人に認めていないのです。

○松行委員 所有と……。でも、利用されていなくても、だれかに所有されている土地というのが日本ではあると思うんですけれども。

○松本委員 意見を出した松本です。ここには建物の数で影響住民の数を書いているんです。それは適切ではないでしょうと。つまり、そこに建物は持ってないけれども、生産林ですから利用している人がいるでしょうと。その概数を把握してくださいという意味です。

○長谷川副委員長 いかがでしょうか。

○松本委員 ですから、所有というか、建物の数で把握をしています、彼らは。私の関心事は、生産林なので利用者をちゃんと把握してくださいということです。

○長谷川副委員長 松行委員、いかがでしょうか。

○松行委員 そういうことが多分この書類を見てわかれば、よろしいと思うんですけれども。

○長谷川副委員長 今言われたような背景ですから、必ずしも同じ項目じゃないと思いませんけれども。

他にいかがでしょうか。

はいどうぞ。

○松本委員 1点すべての委員の人と共有しておきたいのが22番です。この事業についてはステークホルダー協議が行われていません。現地ステークホルダー協議が行われていません。カテゴリA案件の事業です。それは明らかに、私はガイドラインに沿っていないと思っています。しかし、ワーキンググループで説明したコンサルタントはその合理性を主張されていました。つまり、地上げとかそういうものに結びつくので、これは柔軟に対応すべきだという発言をそこでしていましたし、ガイドラインのどこに違反しているんですかとまで私に質問をしてくるありさまでありました。

従って、私は、これは非常に重要な問題を抱えていると思っていますし、もともと現地ステークホルダー協議をする、あるいは情報を公開して行う場合のリスクについてはガイドラインをつくる時も議論になりました。しかし立地を明らかにしなければ、立地を知っている人たちが独占的に利益を得る可能性ももちろんあるわけですし、そうしたことを踏まえてガイドラインの文言はできています。それに対して、少なくともワーキンググループの段階ではJICAは明確にこれに対して意見を言うというよりは、むしろコンサルタントのそういうような発言がありました。ですので、ここを私としてはコンプライアンス

にかかわる重要な部分だと思って22番を書いているということとを共有をしたうえで、この意見を助言として出したいというふうに思っています。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

○田中副委員長 今の関連でいくと、これは21番と23番には、多分21番には次回以降の調査って、これは次回が何を指すかはちょっとわからないですが、ステークホルダー協議を今後やるという意味が含まれているんでしょうか、21、23というのは。確認です。

○石田委員 21番はそうです。含まれています。今後って、この次の調査です。

○松本委員 ちょっと追加的に田中先生の質問にお答えしますと、現地ステークホルダーというのはガイドライン上定義があります。ステークホルダーということについては必ずしも、非常にざっくりしたところですよ。従って、私が書いているのはあくまでガイドライン上定義されている現地ステークホルダーとの協議ということですよ。

○田中副委員長 わかりました。そうすると、ごめんなさい、私のもう一度質問を深めると、22番の最終報告に反映することということのと、21番の次回以降の調査におけるステークホルダー協議の計画策定を具体的に提言を行う、この次回以降の調査ということとこれは同じタイミングを指しているのかということですよ。いかがでしょうか。

22番の最終報告に反映する。従って、この後ですね。これはスコーピング段階ですから、多分ドラフトファイナルまでの間にやるということだと思いますし、21番の次回以降の調査というのは、これはどこのタイミングを指しているのかって、そこをお尋ねします。

○石田委員 すみません。21番と22番は別ですよ。別の調査ですよ。22番は、これはDFRでしたよね。

○松本委員 そうです。ドラフトファイナルですよ。

○石田委員 DFRで、この今やっているDFRの調査の段階で現地ステークホルダー協議を行ってくださいというのが、恐らく松本委員の。私の指摘は、この後、F/Sなりに進んでいくときに、現地ステークホルダーの協議の計画策定をちゃんとしてくださいと。ああ、現地とは書いていません。ステークホルダー協議の計画は、ちゃんとしてくださいということなので、タイミングは全く異なります。

○長谷川副委員長 そうすると、ちょっと表現を加えるかなんかしてわかりやすくしたほうがよろしいですかね。

○石田委員 はい、わかりました。じゃ、「次回以降」という言葉をより具体的な言葉に置きかえます。

○長谷川副委員長 お願いします。

○田中副委員長 ごめんなさいね。関連して。そうすると、23番の世帯抽出のサンプリング方法というのは、これはこれから行うステークホルダー協議のことを指しているんでしょうか。23番のことですが。

○松本委員 これは、ステークホルダー協議をしたというよりは、聞き取りをしたんです。その聞き取りをこの「ステークホルダー協議」のところの枠で書いているので、ここに入れているということです。要するに、彼らのレポーティングの項目的に「ステークホルダー協議」のところに書かれているので、このことがこういうふうに書いていると。ちなみに、この世帯抽出のところは、層だけはしっかりと三つの層を選んでいるんですが、それぞれの層の中でじゃあ世帯をどう選んだかという、道路からよく見えるとか、そういうことをしているので、それはランダムサンプリングじゃないでしょうということで、こういう指摘をさせていただいています。

○田中副委員長 クリアになりました。そうすると、これは時系列でいえば、23番も、既に行っている聞き取り調査についてのサンプリング方法の記述を明確にするということ。それから、22番は、これから最終報告をまとめるに当たって、今後、その間にきちんとした現地ステークホルダー協議を行いなさいということ。それから、21番は、さらにその先ですね。具体的な事業化に向けた作業が取りかかっている段階でこういうステークホルダー協議の計画をつくってください。そういうことですね。じゃ、時系列でいくとそういう順番だということですね。わかりました。

○石田委員 21番は、この三つの中で一番最後に持っていったほうが。

○田中副委員長 そういうことですよ。

○石田委員 ありがとうございます。

○松本委員 ごめんなさい。今のところだったので。ただし、後戻りできないのは、スコーピング段階で現地ステークホルダー協議をやっていないということです。これはもはやドラフトファイナルが出てきていますから、このコンプライアンスは今さらどうしようもないということを委員の皆さんには知っておいていただきたいと思います。

○長谷川副委員長 今の助言をいつやるかというタイミングはとても実は大切なことなんですけれども、あまり我々、書くときに明確にはしてなかったと思うんですよ。最終報告書の場合は、それができるまでにできればやるというふうな含みもありますし、それができないのであれば、そのものを追加のステップでやっていくと。そういうふうな含みもあ

ってそこまでは明記してなかったと思うんですけれども、明らかにこれだけはこの時期にやりなさいという重要なものがあれば、先ほどのようにきちっと書いたほうがいいかなと思うんですけれども。

○田中副委員長 もう一点、別な場所で、3番、4番、5番あたりでしょうか。3番、4番かな、あるいは2番、3番、4番あたりでしょうか。ここいらあたりは恐らく代替案の検討、これは主に日比委員から出されているんですが、環境配慮のほうに持っていったほうがいいのかなという印象を持ちました。代替案検討の中の多分行われているんだと思うんですが、動植物への影響の評価とかGHGの排出についての評価とか、そういう話のようですので環境配慮のほうがいいのかなという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

○作本委員 今のご意見、ありがとうございます。このE-4と書いてありますが、これは選択肢の一つなんですね。それに特にカラワンというところには森林などがありますので、引きずられてこちらの項目に入っているんですが、これを選択段階で重視したがためにここに入っているんですけれども、これを配慮のほうに移してしまうと、ちょっと考え方がまた変わってくるかなと思うんですね。前に言った代替案のときの重要な判断材料になっているわけです。

○田中副委員長 わかりました。なるほど。そういうことですか。わかりました。

○長谷川副委員長 他にいかがでしょうか。

満田委員、お願いします。

○満田委員 これ、今、松本委員がご指摘の点、JICAの2004年のガイドライン適用で、スコーピング段階及びドラフトファイナル段階での現地ステークホルダー協議というのは、ガイドライン上マストだったわけですよ。それについては、いいんでしょうか。私はこれは質問はJICAに対して聞いているんですが、これからやるにせよ、それはJICAとしてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○青木 今のご質問は一般的なお話あるいはこのプロジェクトのお話、いずれにも……

○満田委員 ちょっと時間がもはやないのであまり細かく問い詰めることはしないんですが、私としては非常にガイドラインのコンプライアンス上まずいんじゃないかと思っています。むしろ、この松本委員の書き方は非常に優しい。この案件はこういう理由でガイドライン違反だと思われると書かれてしまっても仕方がない状況なんじゃないかと私としては思っているんです。ということをとりにあえず。それを書けと言っているんじゃないんですが、恐らく担当の委員のいろいろなご判断もあると思いますので、今さらそうい

うことは言いませんが、非常にまずい状況であることは変わりないと思いますけれども。だから、そこら辺はちょっとJICAとしてガイドラインを守るといって、もうちょっと気合を入れていただきたいなと思います。すみません、ちょっと言葉足らずですが。

○松本委員 当時のワーキンググループでは、JICA側の説明でもこのコンプライアンスをやるというような発言は全くなく、むしろ先ほど私が紹介したコンサルタント的な、そういうニュアンスすら感じるぐらいでありましたので、私はあまりそういう覚悟はないんじゃないかというふうに当日は感じていました。

○長谷川副委員長 議論が助言の確定からちょっとそれていますので。意識とか立場とか、ちょっと違うところに行っているんじゃないかと思いますので、一応助言案としてこれでいいかどうかということで議論していただきたいんですが。

○作本委員 私のほうは、ちょっと今の「行い」という言葉はそういう意味合いがありますので、そのまま残していただくと。あと、これはどう対処するかはまたJICAあるいは当事者でお考えいただくということをお願いしたいと思います。

○長谷川副委員長 他にいかがでしょうか。

そうしましたら、先ほど21番から23番あたりでちょっと字句を明記するかということがありましたけれども、これはワーキンググループに一任するというので、全体的には承認することよろしいでしょうかね。

じゃあ、ちょっと、何度も言いますが、時間がないので、次にいきたいと思います。

これは4番目、ベトナム、ロンアンの案件、お願いいたします。高橋主査ですね。

○高橋委員 ベトナム国「ロンアン省の環境配慮型工業団地関連事業」協力準備調査ということで、環境レビューに対する助言案であります。

この案件は、同時並行的に整備されております工業団地、これに対して給電・給水あるいは二次的な排水処理事業、これを行うというものです。前回の全体会合でも説明があったところですが、当初はカテゴリAの事業があったわけですが、その規模あるいは内容が変更になったと。いわば縮小されたということで、カテゴリはBなんですけれども、必要性があるということでこのワーキンググループの助言対象になったというものであります。そこを前提として助言案についてご説明したいと思います。なお、ワーキンググループはここにあるような4名で行いました。

まず、助言の全体・代替案ということですが、まず1番目は、先ほどお話をしましたように内容が変わったわけですね。当初は、メッキ工場などのいわば公害型の産業、これを

行き場がない工場を受け入れるということで、非常に高度な排水処理事業あるいは廃棄物処理事業、こういうものを行うということで環境配慮型工業団地というような名称が入っていたわけですが、今回は、単なると言うとちょっと御幣がありますが、一般的な排水処理あるいは給水・給電ということであるので、それにもかかわらず環境配慮型という名称が入るのは誤解を招くのではないかとということで、その削除の検討をお願いをしたいということでもあります。これは、言ってみれば、この程度で環境配慮型ということの名前がつくと、逆に環境配慮型という名前がついてないものは、この程度の配慮もしてないのかということで、むしろJICAのいわばブランドに傷がつくのではないかと。ちょっとこれは言葉は言い過ぎかもしれませんが、そういうような意味合いがあります。

それから、2番目は、同様に、今回はこういうメッキとか染色といったような公害型産業というのは、特に重点的にそれを入居をさせるということではないんですが、こういったものも入りやすいような、そういう体制にしてほしいと。ただし、その際には排水基準を厳しくするといったようなことについてきちんと守るようにしてほしいということでもあります。

そして、3番目は、この事業の費用対便益について検証をするといったようなことについてであります。

それから、次の環境配慮の4番、5番は、先ほどお話をしたようなことと関連をするわけですが、きちんと排水処理、各事業者、企業、工場からの排水処理、こういったものが担保されるということ、あるいはそれをきちんと監視をするということができるよう確認をするということでもあります。

それから、6番、7番はいわば工事中の影響、あるいは給水事業によって河川に対する影響ということでもあります。それを確認すると。

そして、8番は、本体事業であります排水処理事業、ここで発生する排水処理に伴います汚泥の最終処分、こういうことについて確認をするということです。

そして、9番については、個別の各工場、ここについても環境マネジメントシステム、ISO等々についてどういうような形で行われるのか、統一したそういうシステムで行われるといったようなことについて、工業団地全体についても申し入れをすることということでもあります。

そして、10番、11番はステークホルダー協議、特に情報公開についてですね。環境モニタリングの結果なども含めた情報公開、これを現地ステークホルダーがアクセス可能なよ

うにするとということ、あるいは排水の影響について定期的にコミュニケーションを図ると。そのための情報を公開をすると。こういったことについての助言意見であります。

以上です。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

ご意見など、いかがでございますか。

お願いします。

○松本委員 すごく小さいことですが、私、こだわってしまうところなので。1行目の「関わらず」は、これはできれば平仮名にさせていただきたいと。これは何とかにも関係なくという意味の「関わらず」なので、ですね。

○高橋委員 そうですね。ご指摘のとおりになります。

○長谷川副委員長 好き嫌いの世界ですけれども、直すということによろしいですか、そうしましたら。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中副委員長 1番と2番に指定公害型産業、公害型裾野産業とかいうのがありますが、こういう用語が使われているかどうか、使われていれば構いませんが、一般用語になっているかどうか、これはちょっと確認をさせてください。

それから、二つ目は、2番のところ、幾つかのことを言っていて、これは入居料の設定の話と、それから法規制の遵守を入居条件にするということと、工場排水基準を遵守するようなコンサルテーションを行うことって、これは三つのことを言っているんですが、2番目の法規制や団地の規定の遵守というのは、これは入居のための条件ではないので、改めてここで助言するということでしょうか。あるいは、もうそれは既に当然のことながら規定になっているように思うんですが、なっていれば重ねて言うということでしょうか。この意味がかなりごく当たり前のことのように思ったものだから、ここの助言として盛り込む意味について背景を教えてくださいって、これが二つ目です。

それから、三つ目は、この3番目の工場排水基準の遵守のコンサルテーションということですが、同じような——同じようなということはないんですが、4番のところにも適切な排水処理を入居企業との契約によって担保する方策とかあるわけですが、何か内容として4番と今言った2番の最後の項目に近いような気がしますので、分離して項立てするとか、何か工夫ができないでしょうかという、そういうコメントです。すみません。

○高橋委員 ありがとうございます。

この公害型指定産業とか指定公害型産業、これはちょっとまた他の担当委員でお答えがあれば、お願いをしたいと思います。いずれにしろ、これは確認をさせていただきたいと思います。

それから、次、2番目ですが、これは当初は先ほどご説明しましたようにメッキ工場とか染色工場といったような工場をむしろ積極的に、他に行き場のないあるいは公共水域に排水を垂れ流しするような、そういう工場を受け入れて、きちんと排水処理もしますということで、環境配慮型のこういう工業団地をつくりますということであったわけですが、今回はそういうことではなくて、一般的な排水処理だけということで、メッキ工場あるいは染色工場は自前でかなり高度な処理をしなければ入居できないということになるわけです。そこで、そういったものをむしろ排除してしまうと、従来どおり垂れ流しを含めて環境上問題があるということもありますので、こういった工場などもできるだけ入居しやすいようにしたほうがいいのではないかと。

ただし、その場合にただ入ればいいということではなくて、きちんと、当然のことではありますが、基準などを守ってほしいということでもあります。そこで、そういう意味でこれがワンセットになっているわけですが、この入居企業に対して工場排水などを遵守させるというのは、これは当然といえば当然であります。

この4番は、これはJICA側からの説明などにはあったんですが、いただいた報告書などには必ずしも明確ではなかったということもありまして、工場からもし基準以上の排水が出てきた場合には、例えば給水や給電をストップさせて、給水・給電というのは当該事業ですから、給水・給電をストップさせて、いわばペナルティーを課すことによってきちんと基準を守らせるというような、そういうことで担保をさせるということでしたが、そこが必ずしも説明はありましたが明確ではないので、そこをきちんと明確にさせていただきたいというのが4番。そういう趣旨であります。

○田中副委員長 ありがとうございます。そうすると、一つは、入居企業が法規制であるとか団地内規定というのを遵守するというのは、これはどこかに明記されている、あるいは明記されていないのでこういうものをつけ加える。どちらでしょうか。もう既にそういう入居条件があり、それを徹底してくださいという意図なのか。つまり、この助言する意味ですね。そうではなくて、そういうことは書いてないので、そういうことは当然だけれども、あなたは盛り込んでくださいよねという意図なのか。それが確認です。

○高橋委員 JICAからいただいた環境レビューの資料には、こういった遵守させて、そしてペナルティーも課すというようなことは、表現はあります。ただ、それはベトナム側の資料といいたいでしょうか、そういったものには必ずしも明確ではないという、そういうことから一応助言としてきちんと確認させていただくということでもあります。

○岡山委員 追加なんですけれども、基本的には本事業は現地のここにあるようにSPC、このSpecial Purpose Companyに申し入れをするところが限界であるというのが一つあって、他にもちょっと似たようなところがあったんですが、現地政府であるとか、入居を管理している別の会社があるんですが、開発会社のほうにさらに申し入れるというのは、さらに飛び越えるのでちょっと難しくなるということもあって、SPCに申し入れるにとどまっているんですが、この2番については主に入居のときに関する懸念事項を並べさせていただいています。

ちなみに、すみません、指定公害型産業というのは、これはベトナム政府のほうで17種、きっちり指定されている業種です。それに対して2番のほうは、例示概要に明記、特にその中でもメッキ工場、染色工場などの割と零細な裾野産業を少し意識しているものですから、公害型裾野というのを少し入れさせていただいているという状況です。

○長谷川副委員長 当然のことではありますけれども、あえてここで助言として入れるというふうなことだったんですが、そのままでよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

私から3番目。私、3番目、これ、個人的には好ましいものだと思っているんですが、事前評価として費用便益分析みたいなことは助言としてこれまでもあったかもしれませんが、事後評価としてここまで求めることは恐らくガイドラインにも書いてなかったかもしれませんが、この辺をあえて助言とした背景をちょっと聞かせてください。

○二宮委員 大分ちょっと最初の助言と文言が変わって、それから幾つかの助言が一つになってこういう助言になったんですが、当初の趣旨は、こういう生産拠点が集積することによって集積の不利益みたいなこともあるでしょうから、そういう大きな視点から、最終的にはこれは現地の政府が行うことかもしれませんが、ここに工業団地ができて生産が集積することによって起きてくるトータルな地域におけるコストやベネフィットを勘案してくださいというのが当初の趣旨だったんですね。

それはちょっともう少し先の話、少し中長期的な視点でもありますし、実際にはこのプロジェクトのというよりも、それを含めた地域経済全体における地元政府あるいは現地の

中央政府の仕事であるということもあるので、もう少しフォーカスを絞った入れ方をしてはどうかというような議論の中から、JICAとしてはいずれにしてもこのプロジェクトの事後の評価をどこかで行うわけなので、そういうときにこの事業を行ったことで生じる、当初の意図どおり排水がうまく機能すれば、実際には排水だけなんですけれども、もちろん給電もあるんですが、ベネフィットはあるんでしょうけれども、地域経済全体の視点で見たときのコストという点も視点を置く必要があるんじゃないかという、そういう意図で入った助言であります。

○岡山委員 すみません。これは最初の1文が私で、2文目が二宮委員なんですけれども。

まず、事後評価をする際、本事業の費用対便益によって検証することというのは、要するに、この工業団地の中の給電と排水処理という事業だけに関するそういう費用対効果を検証してくださいということ、これはJICAに対してという言い方になっています。実際のところ、こちらはこの文言を確定していく時点で議論の中では、こういう事後評価って行うんですかって言ったら、行うこともありますということだったので、では行ってくださいというふうに言っています。

一方、後半はやっぱり難しい話になってきて、これはロンアン省に申し入れることになるんですが、やはりここは申し入れるにとどまってしまう。けれども、全体としての環境だけではなくて、費用対便益、経済的影響なども評価を行うことが重要ですねという提案、要望になっています。

○長谷川副委員長 ありがとうございます。

こういった費用対便益を事後的にやるというのは他のプロジェクトでもやはり望ましいんですけれども、あえてこれはガイドラインなどをリンクさせてこの助言をするとすれば、単なる費用対便益というよりは、環境配慮型工業団地ですから、環境便益費用を含むというふうな言葉がやはりあるべきかなと思ったんですけれども。普通やられる、環境は脇に置いて数えられるものだけでやりますよということになりがちですからね。その辺の含みをちょっと持たせてもいいのかなと思ったんですが。どうでしょうか、その辺。

○高橋委員 一般的な費用対便益ということではなくて——なくてというかそれも当然やるんでしょうが——、特に環境にフォーカスをしたようなことについて確認をするというニュアンスを何かちょっと入れてみたいなと思いますが。今おっしゃられた環境費用便益という、何かそういう言葉というのはあるんですか。

○長谷川副委員長 本事業の環境面も含めた費用対便益みたいなニュアンスですかね。ま

さに、このプロジェクトは環境によかれということで作るわけですから、その辺がちゃんと入ってないと本物の費用対便益になりませんから。と思った次第です。

○二宮委員 ちょっといいですか。

○長谷川副委員長 はい。

○二宮委員 確かに、ちょっと費用対便益という言葉が途中、文言修正のところで入ってきて、費用対便益ってちょっとプロジェクト評価の視点からの、一定の固有名詞ではないけれども、決まった意味を持つ一つの言葉になる場合があるので、そういうより狭義の意味で多分最初にこの視点が出てきたときは最初から費用対効果と言っていたわけではないと思いますので、「環境という視点を含めた費用と便益」というような、そういう当初は意図だったと思うんですね。なので、もしご同意いただけるならば、そのような表現にしてはどうか、と思うんですけれども。

○長谷川副委員長 他にいかがでございますか。

○田中副委員長 よろしいですか。

○長谷川副委員長 お願いします。

○田中副委員長 今の点は、これは事後評価とすると、事業が完了して供用が始まった後のことをいうんですか。そうすると、その時点で事後評価を行うのは、JICAが行うんですか、それともこのSPCが行うんでしょうか。

○高橋委員 この事後評価についてはJICAというふうに私どもは理解をしています。

○田中副委員長 わかりました。

○長谷川副委員長 他にいかがでございますか。

どうぞ。

○石田委員 すみません。やっぱり事後評価のところちょっとわからないので教えていただきたいんですが、実際に費用と便益について事後評価で検証するというときの検証する項目がどんなものなのか、いまいち頭に浮かばないんですが。具体的に検証可能な項目というのが出てくるんでしょうか。それがちょっといまいちイメージがつかめないんですね。環境を含むとすると、環境の便益だから、幾つか、水がきれいになるだとかあると思いますけれども、それらの便益ってどうやって見るのかなと。収益、ファイナンシャルなことですよね。エコノミカルなことというのは……。この場合、もともと環境浄化を目指したようなプロジェクトで、そういった事柄が果たして可能なのか。いや、でも、PPPだからこれは収益を出しにしている調査なのでやっぱり出るという、そういうふうに理解

してよろしいのでしょうか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○岡山委員 すみません、1文目を入れた者なのですが。この事業、先ほど高橋委員からもお話があったように、もともとは上下水道と給水・給電、それから排水処理というものが今回変更になって、給電と排水処理だけになっています。そういう事業なのですが、それに関してでも、排水処理、特に静脈の部分、排水処理の部分をきちんとやればやるほど、当然ながらその部分のインフラに対する費用が大きくなりますので、入居費用というのは総体的に上がってしまうのではないかと。ですけれども、これをこういう形のPPPでやることで、長期低利の事業にすることができて、結果的には入居費用は安く抑えられるはずだと、予定ですというお答えがありました。

ですので、逆に言えば、こういう投資を行って、それに対して実際に運用したところを、これまで本来であればたくさん公害を出してしまったであろう産業に対して、このくらいの公害対策ができましたということを——そうです。そういう意味ではこの便益は環境便益なのかもしれないんですが、それはきちんとむしろ評価して、その効果はきちんと発表されるほうがいいのではというふうに思いました。

○石田委員 ありがとうございます。

○長谷川副委員長 確かに、難しい分野ではありますけれども、ガイドラインでもそれは言及されている箇所が何カ所かあって、事前は難しいですけれども、事後ならばなというふうな発想はいいかなと思うんですけれども。

他にいかがですか。

それでは、今の分は多少直しがあつたかと思うんですが、その辺はワーキンググループに一任させてもらってよろしいでしょうかね。

じゃ、そういうことでこれも承認するというにしたいと思います。

じゃ、最後になりました。カンボジアのシハヌーク。最後、作本委員、よろしく願いいたします。

○作本委員 作本です。皆様お疲れのところ申しわけありません。

カンボジアのシハヌーク、港をつくることを含めた競争力強化、ある意味では戦略的なプログラムをつくろうというような考えだと思っております。このプロジェクトというか戦略をつくるに当たって、港の候補地が入っており、さらにその戦略性自体あるいは調査の十分足りている、足りないというようなことですか、あるいは港をつくった場合に海水の汚染が起こる、あるいは港へのアクセス道路をつくる時に夜行性の動物がいるよ

うな所をとおるといふようなことで、自然生態系からあるいは海の工事にかかわるような、いわゆる公害の問題など、いろいろな問題が港のこの件では予想されます。

それでは、ちょっと全体のほうからご紹介させていただきますけれども、これはスコーピング案に対する助言案ということになっております。全体といたしましては、まずこれは観光上にも経済発展を急速に遂げていくためには、港がどうしても必要だということで、大メコン圏、メコン川の下流になるわけでしょうけれども、そちらでの地域協力の枠組みの中で港湾の役割という、そういう大きな視点をまず持つべきだろうといふようなことで、これが1番目であります。

2番目が、陸上の輸送能力強化の必要性。港湾を強化することに伴う陸上の輸送能力の強化の必要性についてもあわせて検討が必要であろうと。現在、我々は港だけを取り上げておりますが、一緒に考えるべきであると。この港と事業を一緒に考える場合には、これを一体化させて適切な段階で考えるべきであるといふのが2番目であります。

3番目が、上位計画との関係、上位計画との位置づけ、これを明らかにすべきであるといふことです。

4番目、これが戦略にかかわる、これは戦略をつくることだと申し上げましたけれども、これは競争力強化のためのソフトとハードの両面の戦略、さらにこれを推進する方法についてきちんと書き込んでくださいといふことです。

5番目、これは、近くにプノンペン港というのもありますけれども、シアヌーク港の必要性といふのが問われているわけでありまして、シアヌーク港の現在の物流量あるいは海運動向及び将来動向、こういうような基礎データをきちんと整備すべきであるといふようなことです。6番目、これは海上交通についてです。

○長谷川副委員長 作本委員、ちょっとすみません。

○作本委員 もっと速く。ごめんなさい。

○長谷川副委員長 項目が多いので、大事な項目だけちょっとピックアップして、お願いします。

○作本委員 わかりました。6番目が海洋関連の安全航行にかかわるところです。

7番目がアクセス道路。先ほど申し上げましたけれども、これが国立公園を避けて計画すべきだと。

8番目が、整備案の位置づけあるいは検討プロセスを明らかにしてくださいといふことでもあります。

ちょっと飛ばせていただいて、環境配慮の側面では、海流はあまり流れない、停滞しているということで、その拡散状況について正確なデータをということですね。

11番と12番は、保護区にかかわるということで、風の向き、生物の移動なども調査する。

12番が、爬虫類と夜行性のカメ、コウモリ、これをきちんと調査して留意してくださいということですよ。

13番目、これは、ここに住民が住んでおられて、それが既に近くの海水を汚していて、大腸菌、かなり増えているというようなことで、公社をとおして関係機関にこの検討をするようにというような働きかけを行ったらいかがだろうかというのが13番であります。

14、15、16、これは自然生態系にかかわるところであります。14は、ジュゴンなどがいないのかどうかということもきちんと調査すること。

15番目が、養殖活動に対しての影響をきちんと見積もること。

16番が、港湾付近で主要種がいるのかどうかと。それを調査するように。あるいは、マングローブ、サンゴ礁、こういうようなところをきちんと、あれば、EIA、TORに反映させるというようなことであります。

17番目が、森林域と国立公園の生息域及び陸上生物の生息範囲、これをきちんと調べてEIA、TORに含めるということです。

社会配慮に関しましては、開発エリアの周辺の居住人口、生業などの調査がまず必要である。

19番が、漁業、観光業への影響も見る。さらに、文化施設の有無も再確認するようにと。

20番が、住民移転があるのかないか、これがはっきりしておりませんですから、可能性も含めて調査すると。

21番が、いわゆる不法な海上居住者、こういう実態を明らかにして、そういう影響も調べてくださいと。把握すると。

22番が、陸上の施設、陸上から海のほうに及ぶ施設、あるいは陸上を一時的につくることによって影響が起こるかもしれない。それも見積もるようにと。

スコーピング案、これはここに書かれているのは、番号になっていますけれども、社会組織ですとかインフラ、サービス、こういうような項目も追加して検討するように。

24番目が、代替案の検討に当たって、このような建設コスト、技術可能性、こういうようなことも考慮項目として明記するようにと。

25番と26番がありますけれども、25番では、現地ステークホルダーという、こういう言

業を使っておりますけれども、参加対象者や開催の回数、場所、方法などについて慎重な計画・設計のもとに実施するようにと。また、スコーピング対象項目については、参加者に十分な情報と検討時間を提供するようというようなことが25番であります。

26番目は、13番にもちょっと似てはいるんですけれども、こちらのほうはステークホルダーそのものでありまして、やはり今後の水域利用あるいは汚染防止の方法、これについて住民を含む関係者と直接討議する、議論するような場を設けるように提案するというようなことです。

以上です。

○長谷川副委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。お疲れで頭のほうがあれかもしれませんが。

はいどうぞ。

○原嶋委員 ちょっと24については、代替案の検討で建設コスト、技術的可能性、目的を考慮してということですが、もともとの表の9.2.1というのは、これはそうするとこれ以外のものだけで代替案を決めようということだったんですか。

○田中副委員長 複数案の検討に当たって、主に環境面の項目がリストされていたんですね。当然、こういうことは検討されるということは、確認はしましたが、こういうものも含めて代替案検討で絞り込んでくださいということをあえて。要するに、資料には明記されてなかったものですから、それを書いてくださいということであります。

○長谷川副委員長 他にいかがでしょうか。

何かあっけないですけれども、確定してしまってもよろしいですか。最初に来た案件はちょっと不利ですね。

じゃ、本当、まじめな話、なければ確定したいと思いますが。どうもご苦労さまでした。

以上で確定協議が終わりまして、その他何かございますでしょうか。他の委員の方、いかがでしょうか。

そうしましたら、次回以降のスケジュール確認にいきます。

○河添 次回ですけれども、3月2日の金曜日15時半からこちらのほうで全体会合を行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○長谷川副委員長 ありがとうございました。ちょっと私の進行のほうがうまくいきませんで、ご迷惑をかけました。

それから、JICAさんのほうも案件がこうやってなるべく固まらないような工夫を毎回

されると、もっといい議論ができるかと思うので、よろしく今後ともお願いいたします。
お疲れさまでした。

午後5時41分閉会